

平成 25 年第 4 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 25 年 9 月 10 日（火）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 9 月 11 日（水）（午前 9 時 00 分）

出席議員

1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
13 番 小林 一則		

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 中郷 徹	教育長 山口 典郎
総務課長 林 裕紀	会計管理者 前田 浩三	税務住民課長 田畑 良和
生活福祉課長 中村 元紀	上下水道課長 東 博明	産業振興課長 田間 宏紀
建設課長 松田 幸一	教育事務局長 中西 元	病院老健事務局長 田村 優
総務課長補佐 見並 智俊	教育委員長 加藤 禎一	監査委員 中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
北 守 P2～P12	1. 町をきれいにする条例の実効性を高める施策とゴミゼロ作戦の実施について
奥川 直人 P12～P26	1. 教育行政の自治事務の認識について 2. 町政運営の取組みと施策・成果について
中瀬 信之 P26～P41	1. 防災・減災対策について
山本 静一 P41～P45	1. 防犯カメラ関係について 2. 水道事業について
北川 雅樹 P45～P60	1. 小中学校及びその保護者への携帯電話やインターネットに関する情報教育について 2. 介護保険の改正案について 3. 2011年9月議会から2012年9月議会までの一般質問の進展について

開会の宣告

○議長（風口 尚）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第4回玉城町議会定例会第2日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

3番 坪井 信義君

4番 北川 雅紀君

の2名を指名いたします。

一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

まず最初に、2番 北守君の質問を許します。

2番 北守君。

《2番 北 守 議員》

○2番（北 守） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、ただ今より、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、町をきれいにする条例の実効性を高める施策とゴミゼロ作戦の実施についてであります。町長の日頃からの基本理念である、健康、絆、活性化等の6Kの一つに環境が上げられているわけでございます。

また、第5次総合計画には、玉城町は町の環境美化を進めるため、クリーン作戦を継続するとともに環境ボランティア活動の普及、支援を図り、住民が主体に取り組む美化運動を促進及び支援をしますと、こう書いてございます。

わが玉城町におきましては、玉城町をきれいにする条例が、平成10年に制定されております。この頃、三重県下でトップを切って、この条例を制定したのが、亀山市でありまして、これがずっと広がっていったと思います。今はこの南部地区も含めて、そういう町をきれいにする条例とか、名前が少し変わるのでございますけども、そういう関係の条例が、もう全部とっていいぐらい制定されているわけでございます。中には、玉城町には罰則規定はございませんけども、罰則規定、ポイ捨てをすれば3万円、こういう規定を設けて、過去には町内を巡回、市内を巡回ということで、巡視員を置いてやっておられた自治体もあったわけでございますが、この条例は何ととっても、たばこのポイ捨ての禁止、それから、住民と行政の役割がうたわれておるわけでございますけども、その中で、一番主眼となるのが、空き缶や空きビンのポイ捨て、こういうことを防止する目的に生

まれた条例だと、私は理解しております。

ここで、町長にお伺いするわけですが、もう一度、条例の目的、趣旨を踏まえていただき、条例の実行をお願いしたいと思いますのですが、町長のお考えをここでお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 2番 北守君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から、まちをきれいにする条例の実効性を高める施策とゴミゼロ作戦の実施についてのご質問をいただきました。

まさに重要なことだと思っています。おかげさまで玉城町は、伝統的に町民の皆様方が、自分たちの住んでいる地域を良くしていこう、きれいにしていこうという取り組みが熱心に行われております。例えば用排水路、あるいは町内、町中の道路排水、側溝、そういうことを、定期的に清掃活動していただいております。こういうことで大変ありがたいと思っていますし、また、ボランティアで城山を、ゴミ袋を持って、ゴミの回収をしていただいたり、あるいは的山を始めいろんなところでの清掃活動を、町内の清掃活動、ごみ拾いをしていただいております。本当に感謝をしておる次第でございます。

しかし、現状を眺めてみますと、心ない行動、やはり、特に社会人として身につけていただかなければならぬ社会規範が、どうも崩れておるということも見受けられます。特に農村地域の中で、私もいつも出会い等で思うわけではありますが、交差点辺りに隣接しておりますところの田んぼ・畑には、空き缶・空きビン・ごみが、なかなか減少しないという現状があるわけでもあります。やはり、これはもっと子どもの時期からのしつけ、あるいは大人がその手本を示すということも要るわけではありますが、玉城町として、やはりきれいなまちづくり、これは大きな課題であると認識をしております。このことにもう少し具体的な取り組み、これに力を今後入れていきたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長のほうから、ご答弁いただきまして、まちをきれいにしていく、そういうボランティアの方々の評価と、それから、今後、そういう心ない人も、まます中にはあるので、そういうきれいにしていきたいというご答弁いただきました。

では、少し具体的にお伺いするわけでございます。第5次総合計画でいうグリーン作戦とは一体、何をさしているのか。具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この第5次総合計画に定めてございます、クリーン作戦でございますけれども、平成20年からやっております、城山のクリーン作戦あたりをさしておると考えております。また、城山クリーン作戦と併せて宮川のクリーン作戦ということで、宮川の河川敷あたりの清掃も同時に、今行っていただいておりますような状況でございます。昨年の秋はちょっと中止になったわけですが、昨年の春につきまして

は、600名を超える方が、ご参加いただいたと聞いてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 宮川のクリーン作戦も含めてということで、城山のクリーン作戦につきましては、町内、町外を問わず、かなり評価があつて、本当に町をあげてやっておるという印象が、町内外に響いておるといふのが、私は聞いておるわけなんです、総合計画にいうのは、そういう町のシンボルである城山だけではなしに、やはり全体をさして、自治区でやっていただいておりますことも含めて、クリーン作戦と位置づけしていただいたほうがいいんじゃないかと思ひます。

それから、玉城町としまして、今までこの条例の実効性を、この条例を本当に生きたものにしていこうというために、どんな活動をしてきたのかということでお聞きしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この条例の中でもうたわれておりますポイ捨て、この辺りが一時間問題になって減らそうということの中でやってきたのでございます。

それで、また町の方といたしましては、環境美化を行っていただいております団体への助成あたりを行っておるといふところが、今までの現状でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 環境美化をやっている団体といふのは、あとでまたお聞きしますけれども、例えば、この条例でいきますと、第2条に出てくるわけですが、この条例の本来の趣旨でもあります、町長が言っていたことでもあるのですけれども、玉城町の中心部の道路を通過していくという者に対して、交差点付近が汚い。それで、畑に缶が放つてあるとか、いろいろとそういうご説明もあつたわけですが、過去に啓発用の看板を立てられたのかどうか。

それから、例えばこの条例のなかで9条でしたか、ちょっと条文が間違つておつたら許してほしいんですけども、9条あたりだつたと思うんですけども、悪質な違反者に対して、勧告や公表をすることができるとなつておりますが、過去にそういう例があつたのかどうか、この点お伺ひします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 看板等につきましては、ここの中に、この条例でうたわれております、犬の糞対策ということもございまして、この辺りにつきましては、年間20枚程度の看板を購入いたしまして付けておるといふ状況でございます。不法投棄もあわせて格好で、そのような格好で付けておるといふのが現状でございます。

それから、あと悪質な業者に、勧告等はしたのかといふところでございますけれども、今のところ、こうした記憶はないということでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） よくわかりました。勧告や公表といふところまでいくと、かなり、

それ以前に指導という段階でおさまっていくということもあるのやないかと思しますので、その点はよくわかりました。

それで、まちをきれいにする条例をお手元に皆さん持ってみえないのですけども、12条の中には、地域の環境美化の促進及び美観の保護のための活動をしていくとなっております、その手段として、環境美化推進委員を置くことができると、こういうふうはこの12条の中には規定されております。その詳しいことにつきましては、規則をつくって委任してあるわけですが、この規則があるのかどうか、その点お聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） あいにくその規則ですが、今のところ制定がされていないという状況ではございます。ただ、ここでいいますと環境美化推進委員でございますけども、過去に、平成16年から18年の2年間につきまして、任期2年ということで、4名の方にお願ひした経緯があるというところまでは調べてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 実際にはやっていただいていたということですので、まずは規則を制定していただいて、環境ボランティアの活動を援助するためにも、美化推進委員を設置していただいて、町の美化に努めていってほしいと思いますので、そういうお考えがあるのかどうか。また、今後、規則を制定して、美化委員の位置や性格というものをはっきりさせるつもりはあるのかどうか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 町長のほうから答弁もいたしましたように、町をきれいにするということは重要な課題であるということをおっしゃっておりますので、今後、規則の制定、また内容の検討につきまして、前向きに検討したいと考えております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 規則ではっきりと、そういう美化推進委員の位置づけをしていただきたいと思います。実は美化推進委員は、私の思っておるイメージといたしましては、各自治区に設置していただきたい。それで、ごみの出し方の指導や、それから環境モニタリング的な、直接的な指導をすとか、しないというのは、また別にしまして、そういう役割を担っていただいて、町とそれから自治区とのパイプ役という形で、そういう環境全般に関する話、ごみ分別の徹底指導のため、例えばなんと言ったらいいんですか、再生資源のいわゆるごみの分別を指導していただくための委員さんであったり、それから、自分のところの区内の集積所の整理の情報とか、汚れた情報とかいうのを、役場のほうへ提供してもらおう。いわゆるモニタリング的な役割など。

それから、68自治区ございますのですが、町のほうがやっぱり主催していただいて、そういう環境のネットというとおかしいのですけども、会議を開いていただいて、情報交換の場をつくっていただきたいなあと、こう思っておるのが私のイメージでございます。とにかく、環境美化推進委員を配置して、住民と協働で美化を進めていっていただ

きたいと思います。

現在、町をあげて城山のクリーン作戦をはじめ各自治区においては、本当に町長のお話のあったように、側溝の清掃から、道路の草刈りから、いろいろなことをして、各自治区が自分たちの出会いの日を定めて出ているのが、今の現状で、美化活動を日頃からされておるわけですが、過去の美化活動で、行政として今までにどう指導的に関わってきたのか、お聞かせください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 行政のほうとして、どのような関わりをしてきたかというところがございますけども、総合計画にも定めていますように、協働で町を、なにかにつけて協働でやっていこうということの中で、自分たちの住む地域は、自分たちできれいにしようという、そういう自発的な活動を支援していきたいというのが、町の考えであろうかと思えます。

それにつきましては、各自治区で行われております、先ほどおっしゃっていただきました、ごみの集積場であるとか、リサイクルステーションであるとか、その管理も含めた中で、地域の美化ということのなかで、地域活動助成の中の一つのメニュー項目の中に、環境美化に対する取り組みという部分で助成をしております。このような取り組みを、今後広げていただきたいというふうな考え方ではないかと伺っております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今のお答えということで、私の思っていたとおりかなと思っておりますので、第5次総合計画でボランティアの位置づけですが、環境ボランティアというのが出てくるわけでございます。環境ボランティアの普及支援を図りとあります。そこで、聞きたいんですけども、環境ボランティアの普及支援を、町として今までどのように進められてきたのかどうか。この点はわかれば状況を具体的に教えてほしいし、どんな団体を支援されてきたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 団体でございますけども、町のほうで環境美化という中で、助成をさせていただいておる分の中に、集団回収の部分がございまして。この辺りの団体に対して補助も行わせていただいておりますし、また花いっぱい運動ということで、道路の沿線沿い等に、きれいな花を置いていただいて、ポイ捨てを防止しようとか、そういうふうな取り組みをしていただいております団体に対して助成を行ってきておるのが、現状かと思えます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 集団回収ということで、再生資源のいわゆる学校なんかで、よくやっておる廃品回収をしていただいた、そのしていただいた1kg当たり3円でしたか、確かそうだったと思うんですけども、そういうことで補助をしていただいております。これは大変結構なことで、今後も続けていっていただきたいと思っておりますけども、そ

ういう団体さんということで、育成されておるということで、お聞きしました。総合計画の中では、環境ボランティアに対する支援となっておりますけども、いま町長もおっしゃっていただいたように、毎朝、散歩してゴミ袋をさげて、それで、環境美化に努めておられる方が見受けられます。また、城山なんかも歩かせいただきますと、城山のごみを拾っておられる方もおられます。

それで、課長からも言っていた、花いっぱい運動のボランティアさん、駅前をきれいにさせていただいておるということで、大変感謝にたえない次第でございますけれども、この団体以外に、やはり環境ボランティアがないので、ボランティアという形で育てていく必要があると思うんですけれども、その点は、どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） ボランティア団体の関係になってくるのですけれども、玉城町はボランティアとか、NPO関係の団体数等について、それほど多くないという格好になってございます。福祉関係のボランティア団体等は、たくさんあるわけですが、今のところ環境としての団体登録というんですか、団体を立ち上げたいとかいうご相談があれば、それについては協力をさせていただくという格好になろうかと思えます。そういうお考えを持った方が複数集まっただけであれば、それに対する支援はさせていただきますと考えてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ちょっと課長と認識が、私のイメージとちょっとずれておるんですけども、NPOという考え方も、団体ということであるかと思えますけども、私が考えておったのは、環境ボランティアというのは、社協さんがよくやっておられる、いま防災ボランティアで、特に下外城田の地域で何回か行っていたような、いわゆる住民が自主的に集まって防災の話合いをされました。それと同時に、そういう環境ボランティアとしてやっていく団体の育成や、花いっぱい運動の団体等の援助など、そういうふうな考え方を思っておるのです。

とめますけれども防災ボランティアのような形の、そういう環境ボランティアをつくっていただいたほうがいいんじゃないかと、そのためには美化推進委員の援助をいただいて、地域の援助をいただいて、そういう形をつくっていったらどうかというのが、私のイメージだったのですけども、ちょっとそこら辺で食い違いがあったのかなと思えます。そのぐらいにいたしまして、とにかく環境問題というのは、行政が旗をふって一生懸命やっても、やっぱり住民との協働で進めていくというのが、一番基本であると思えます。そこら辺で、住民さんの本当に力が出るような指導を、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、話は変わるのですけども、空き缶や空きビンなど、いわゆる家電4品目、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・クーラー、これは家電4品目でございますけども、4品目を中心にごみが例えば宮古の上区あたりの山のほうとか、岩坂峠の道路沿いとかに、粗大ゴミ

が捨ててあるわけです。不法投棄されておると思うんですけども、これについて町当局は、どのように対処しようと考えておられるのか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 本来、不法投棄されましたゴミでございます。家電等も含めてですけれども、本来、民有地に捨てられておると。個人の敷地に捨てられておるといふことであれば、本来は地主の方が処分していただくというのが原則ではございます。ただ、玉城町の場合、そういうお申し入れがあれば、今のところ回収に行かせていただいておりますという状況ではございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） やはり、行政にとっても、この問題というのは重荷だと思うのです。それで、これに関連して、家電4品目については、玉城町の職員が行って回収ということで、経費もかかるのですけども、すごく苦勞がよく伝わってきます。さて大体また年間、毎年何件ぐらい、例えば家電4品目ですと、処理されてきたのか、その点はどうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 平成24年度の実績を申しますと、家電4品目につきましては、20台。それから、タイヤの関係ですけども、タイヤが60本ということで、昨年度の処理費用といたしましては、10万3,000円ほど支出してございます。平成23年度につきましては、家電4品目が49台というところで、17万3,000円の支出をみてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 本当に金のかかることです。1台あたりリサイクル料も併せますと、有料ですので、5,000円は大体かかってくる。それで、運び込みも、町の職員が行うということで、10万3,000円とか、17万余りということだと、できれば、冗談になりますけども、再生資源の集団回収の団体に回してあげたらいいのにと、こう思ったりもするわけですけど、他で使い道もあつたり、いろいろあると思いますけども、本当に無駄なお金だと思います。

不法投棄による家電製品につきましては、リサイクル法で有料と、今も言わせていただきましたのですけども、これからも美観の観点からも、迅速にお手数ですけども、処理していただきますようお願いいたします。

さて、高速道路ができて、もう何年かになるのですけども、缶のポイ捨てなど、環境美化の重要性が高まっておるといふことを、テレビや冷蔵庫などの不法投棄もたくさんなり、今も頭を抱えておるのだと。それから、そういうふうにも金もかけておるのやといふことで、お話いただいたのですけども、不法投棄については看板を立てて、啓発していただいておりますをよく目にします。中には、意地が悪い人が、看板の真下に粗大ごみを捨てていくと、こういうことをするような方も、中にはおるわけですけども、本当に

なかなか成果があがらないと、やっても、やっても、いたちごっこやと、こういう現状だと思しますので、是非、根気よくやっていただきたいと思えます。

前にもあったのですが、監視カメラを付けたかという、そういうお考えはないんでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 玉城町の場合、どこにでも捨てられるというのですか、特定の場所に何回も回数を重ねて捨てられておるといふところであれば、そこに監視カメラも必要かなと考えてはおるのですけれども、エリア的になかなか絞ることが難しゅうございます。その関係で、試験的に付けてみようかということで、一応、環境省のほうへの事業がございまして、試験的に今年度、3カ月ぐらいの期間ではありますけれども、監視をしてみようかという試みを、いま考えておるようなところでございます。

また、不法投棄されますと、そのごみの回収については、地元の方のご協力をいただいて、谷の下のほうのやつを、上まであげていただければ、町のほうで処分はさせていただいておるわけですが、その中に、個人を特定するようなものがあれば、それは警察と協力いたしまして、その方に処分をしていただいております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 監視カメラは、どこに付けるかということじゃなしに、これは一円についておるといふことの認識をさせる、していただくことが、やっぱり啓発につながるのかなと思えますけれども、そういう試験的にやっていただくということで、今後、考えていっていただきたいと思えます。

さて、町をあげて町民が一斉に、空き缶や空きビンなどを拾い清掃活動を、いわゆるゴミゼロ一斉運動作戦を実施してはどうかと思っておりますけれども、これについては、以前は確かに5月30日ということで、ゴミゼロの日をやっておられたと聞いたんですけども、このゴミゼロ運動を復活していく考えはないかどうか、その点をお伺いします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 以前のように幹線道路等のゴミ、空き缶等の拾う作業を、また全町あげてやればいかなということかと思えます。その中で、当面、城山のクリーン作戦というのを、今後、継続していくという考え方でございますし、総合計画のほうにも参加者数につきまして、増やしていくことをうたっておりますので、城山のクリーン作戦の参加者、美化活動の参加者というのを、平成22年度の現状で600名ですが、27年には720名まで増やしていきたいということはどうなっておりますので、各自治区等で実際にやっていただいておりますところもあるわけですが、その前にまた調整をとりまして、今後また検討したいと思えます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 是非ゴミゼロ一斉運動を行うということで、検討していきたいということですので、この条例もございまして、是非実施していただきたいと思えます。

例えば、このやり方ですけども、いろいろとあると思うんです。といいますのは、城山クリーン作戦の場合は、教育委員会が中心になっていただいておりますけれども、どこのセクションにしましても、各種団体さんということで、いわゆる団体さんやボランティアさんが中心になっているわけですけども、実際は地元へいきますと、自分たちで日を決めて、みな出会でやっておるというのが現状ですので、そういうふうに、やっぱり各区に、もし城山作戦にあわすのであれば、各区もその日にあわせていただいて、一斉にやったら、もっと効果があがるのやないかと思ひます。

それから、日曜日にやっていただいておりますというのが、城山クリーン作戦の日だと思いますけども、お子さんや、それから児童や生徒の方に、やっぱり袋をぶら下げて、沿道の、危ないですけども、そういう道端の缶を拾っていただく、これも教育の一環やないかと思ひますので、その点、こういうふうに考えていったらどうかなと思ひます。

それから、粗品というたらおかしいんですけども、我々もよく物でつられるほうですので、えらい悪いんですが、粗品というのは、例えば本当に気持ちの問題ですので、ゴミ袋 10 枚とか軍手 1 足とか、そういうことで出してあげると、また、参加者も参加していただける方も増えるのやないかと思ひたりもします。

それから、もう一つは、これはこの時にできるかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、今、粗大ごみの回収につきましては、菊狭間のほうで粗大ごみを有料で回収してもらっておるのが現状です。それで、この日にあわせて、地域のお年寄りの方に、広場に粗大ゴミを出していただいて、それで後日、無料で回収していくという、そういうことも同時に考えていく。やり方というのはいろいろとあると思ひますので、課長にこれは要望ですけども、課長にというか、町に要望ですけども、そういうことでやっていただいたらどうかと思ひます。

特に、行政と住民ということで、ここでそういう復活をお願いしたわけなんですけども、町長さんご自身、課長のほうからは、そういう前向きな答弁をいただいたんですけども、町長さんとしてゴミゼロも考えたいということで、クリーン作戦の日をあわせるという、私が持っている考えはどうでしょうか、その点を総体的に、もし感じられたことがあればお答え願ひたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 担当課長からも答弁を申し上げましたけれども、北議員の町をきれいにしていこうという、いろいろな前向きなご提案、ご提言は大いに参考にさせていただきますと、こういうふうに思ひています。

これとあわせて、来年は、熊野古道世界遺産 10 年ということで、県も力を入れている。そして、玉城町が伊勢路の起点のスタートの町ということでありますから、やはり町へ訪れていただく方、あるいは勿論、町に住んでいただく方も、いい環境の中で暮らしていただける、訪れていただくということは、これは町のイメージ、町の魅力に即つながらることありますから、このことに力を入れていきたいと思ひています。

三重県トップでふるさと寄附件数がある玉城町でございますけれども、その中の寄附の使い道の3番目に、町の環境を良くするために使ってほしいという方々が、非常に多いということもございまして、そういう面での町の景観を守っていく。そして、城下町あるいは宿場町にふさわしいような景観づくりについても、検討していきたいと思っています。

もう一つは、これはもう継続して、繰り返し繰り返しやっていかなければ、なかなか実態は、現状はなかなか無くならないというのが現状でございますけれども、やはり悪質なものにつきましては県なり、そして警察へも通報して、徹底して取り締まるようお願いをしていくというようなことを、これは繰り返してやっていく。それと、あわせていま提言のいただいたようなことも、これも前向きに検討をさせていただいて、大いに参考にさせていただいて、そして、町をあげて町民の皆さん方にも、あるいは自治区の皆さん方にも協力をさらにいただいて、町のイメージアップ、町の魅力アップに一層これからも力を入れていきたいと、こんなふうに思っています。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 本当に町をあげてというか、玉城町はそういうふうにやっておるんだなという、そういうことを町の景観も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。この問題につきましては、行政と住民との協働作業だということで、自助・共助が叫ばれるなかで、特に前向きだということで、検討していただくということで、理解させていただきました。町長からも、お話があったように、熊野古道が世界遺産に登録されて10周年ということで、玉城町は熊野街道と初瀬街道の起点の城下町ということで、栄えた町でございます。現在、観光ルートの要の町だと。

それで町長からも話があった、まったくそのとおりにダブってしまうんですけども、町並みをきれいにさせていただくという方策をとっていただくことは、勿論のことですけども、やはり町をきれいにする意識を、我々自身が日頃から持つべきだと、こう思いますので、住民自身もやっぱりそういうふうにしていきたいと思っております。

そこで同じことをいうわけですけども、啓発の一環としてゴミゼロ作戦を行っていたき、お金をかけることなく、美化ボランティアを育てていただいて、町内をあげたゴミゼロ作戦を展開していただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北守君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をしたいと思います。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時51分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番 奥川直人君の質問を許します。

7番 奥川直人君。

《7番 奥川 直人 議員》

○7番(奥川 直人) それでは、議長の了解を得ましたので、一般質問をさせていただきます。まず、一般質問の前に、昨日ちょっとこういう資料をいただいたので、議長、これをいただいたので、これもちょっと関連あるんで、昨日いただいた資料ありますね。通告書に基づきまして2点の質問をさせていただきます。

○議長(風口 尚) 関連のあることですか。

○7番(奥川 直人) 関連あります。これについて、ちょっと質問をしていきたいと思えます。まず、これは昨日、この議場についた時に、配付してありました、私の質問に関連あるのか、提案なのか、何かよくわからないのですが、教育委員会の主な施策と点検と評価ということで、一般的に、予算決算の時にいただきます、主な施策の成果という資料とよく似ているので、議員の皆さんも、これがもし今から私が質問する内容であれば、今日ちょっとこれも見ながら、お聞きをいただきたいと思えますし、もう1点は議会事務局か教育委員会の事務局か、どちらかわかりませんが、昨日、配ったのだったら、これはこういうものなんだということを、事前に説明いただきたいと思うのですが、何もこれわからないですやんか。

それで、この資料、教育委員会から主な施策の点検と評価という資料、これは決算に使う資料なのか、もしくは今日、私がこの間から提案しています内容のものなのか、これが私としては理解できないし、多分、議員の皆さんも十分理解できていないと。このように思えますけども、局長、まずどういう、それ説明をなぜしなかったのか聞きます。

○議長(風口 尚) 暫時休憩します。

(午前9時53分 休憩)

(午前9時55分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) すいませんでした。決算に使う資料ということですので、それでは、私の誤解といたしますか、考えが解けましたので、いろいろな。質問に入りたいと、このように思えます。今回、質問させていただくのは2点ありまして、教育行政の自治事務の認識、これをお聞きします。もう1点は、町政運営の取り組みと施策・成果について、この2点をお聞きしていきたいと思えます。

ということで、教育委員会の自治のまず認識というものについて、お聞きします。この玉城町の教育の将来については、住民、保護者、そして当然役場の職員の皆さんも、玉城町の教育の将来については、非常に関心をもたれております、期待もしている。当然、辻村町長や私たち議員の多くが、まず選挙公約として、最も重要なテーマの一つと教育については思っておるわけでありまして。

私も以前から、一体誰がこの玉城町の教育行政をチェックしているのか。そして、またするのか。また、議会としても、この重要な教育行政の方針、または目標の進め方について、何も説明も具体的な説明もいただいたことがない。すべて教育委員会にお任せで、現実誰も第三者的にチェックをされず、情報公開も住民や保護者にもされていない。こんなことでいいのだろうかなど、このように議員として常々疑問を持ち続けてきたわけであります。

しかし、調べてみますと、ちゃんと法の縛り、これが昨年12月の議会でも、教育長に申し上げておりますが、結論から申しますと、国で定められている地方行政の組織及び運営に関する法律で、玉城町の教育行政が自治事務として定められたことが、実施できていないと、こういう結果になるわけであります。

具体的にいきますと、地方行政の組織及び運営に関する法律の第27条、前回たぶん6月も申し上げたと思うんですが、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、住民に公開をしなければならないと、このようにうたっております。私が疑問を持った答えが、ここにあったということであります。

我々議員や住民からいえば、こんなん当たり前やろということが、私ができていないことに疑問を持ったということであります。そして、この報告書づくり、これからつくっていただくんですけども、今後の将来の玉城町の教育行政にとって、とっても重要なことでもあります。総合計画でうたった協働のまちづくり、方針そのものでありますが、その協働のまちづくりが、今の段階では十分できてないと、こう言えるわけであります。

一般的に言えば、住民の皆さん、保護者の皆さん、そして議会も含めて、私たちの知る権利、これが伝えることが怠っているといえます。この法に関する質問は、今回で3回目になるわけです。まず1回目は、昨年12月に、この法を遵守してくださいねという形をお願いをしました。これは教育長、町長も副町長も、ご記憶にあるはずであります。

私はこのことについて、今年の4月、新年度から実施していただけるものやなど、このように私は期待をしておったんです。それが、新年度始まって実施されていないということで、再度、6月に議会において教育長に質問をさせていただきました。その結果、この法律に対する教育長の認識は不足しておるということで、質問に対する答弁がまったく私とはかみ合いませんでした。

さらに、議会が終わって、6月27日でありますけども、こんなことではいかんということで、私は教育委員会を訪問させていただきました。教育長に再度お願いをさせていただいておりますが、その時もまったく理解をいただけませんでした。その時に、教育長からいただいたのは、この資料だろうということで、平成19年に、先ほどいいました、27条の一部が改正をされています。この資料をいただいたんです。このことやろということで、義務やとかね、それは報告する義務だとかいうことで、定められている

という認識がありませんでした。

そんな背景があるということでもあります。要は、この 27 条を守っていかなければいかんということ自体が、この 6 月 27 日の時点ではなかった。地元企業の京セラありますけれども、ここも経営方針なんかも、私ら時々目にしますし、フィロソフィ、これは経営哲学というんですけども、それを見ても第 1 項に、こんなことが書いてあるんですね。

社会、会社の規範となるべきルール、規則、約束を守る。これが第 1 番の会社の経営理念としてと。このことも含めて、役場経験が長く、おそらく法に詳しい町長にも、私は以前このことについて確認をしました。町長、確認しておいてくださいねと。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 27 条を遵守すべきであると、私は思うので、そういう話をさせていただきました。また、第 5 次総合計画の作成責任者である町長も、次世代の人づくりに繋がる教育の町だと、住民の協働のまちづくりをめざすといいながら、こういう事態がいま現状、議員から提案をされております。町長、いかがお考えですか。その辺について、町長にお聞きします。

○議長（風口 尚） 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員からの質問でございます。具体的などころでの前回からの引き続いてでございますけれども、地方自治法、あるいは地方教育行政の法律に基づく、それぞれの地方自治体で所管し、そして、それぞれの自治体の町の将来に関わる学校教育あるいは社会教育、その他、生涯教育をはじめ大変力を入れておって、そして、それが特に奥川議員のお考えと、そして、いま実際に玉城町、あるいはその他の自治体で取り組んでおるお考えと、かなり相違があるのではないかと、こんなふうに思っています。

玉城町におきましても、何度も申し上げお聞きをいただいておりますように、町の今日は特に先人の皆さん方が教育に力を入れて、今日の玉城町の発展があるということでもありますし、また、これからにおいても、この教育の町という玉城町の重点施策に力を入れていく。

そして、それが玉城町の発展につながると、こうことだと考えております。いろんな具体的なお考えでの現在の取り組みが進めておらないのではないかとということのご指摘はありますけれども、町としては自治区の皆さんはじめ、その他の団体の皆さん方とも、絶えず情報交換をしながら、積極的な取り組みも生まれてきておりますし、何ら今の時点で大きな問題はないと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君。

○7 番（奥川 直人） 私は自治区、また玉城町で、そういう大きな問題が出ているということは申ししていません。今後ますますこういうことを、第 27 条を遵守することによ

って、ますます玉城町が発展していくんではないかということで、この 27 条のお考えについて、私は町長にお聞きしたんです。これは守るべきか、守らないべきか、どちらですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これは当然法律でありますから、法律は遵守するのが当然であります。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君。

○7 番（奥川 直人） ということで、これからその遵守をしていただくということになるわけです。教育委員会事務局も、役場の職員です。私たち一般質問の中でも、度々こういうことを申し上げています。公務員は全体の奉仕者であって、町民全体の利益のために、やっぱり奉仕せなあかんということがあるわけで、このことからいけば、第 5 次総合計画を守る、仕上げていく。法律、町の条例、役場の立場、そして自らの職責について、もっと真剣に責任を持っていただきたいと、このように思うわけであります。

職員みずからの公務員としての基本理念、しっかりした心の持ち方、考え方を、必要と考えるわけであります。私も、何故こういうことをいうといたしますと、もう大変時間を費やしておるんです、これに。それが、何回も何回も、今回で 3 回目やって、一応いま町長から、これはやっぱりやらないかんということの答弁を、やっと引き出したということになりますから、そのことも踏まえて、多分他の議員さんも思われますけども、ここで一般質問した、その時に、どういう提案をいただいたということを振り返って、また政策なり、いろんな行政の政策に生かしていただければ、それもスピードを早くね。というふうにご期待を申し上げたいと、このように思います。

それでは、教育長、私はこのことを何度も、先ほど言い続けてきました。教育長もご存じだと思います。教育長も総合計画だとか、努力目標だとか、いろいろ言っておられました。失礼ですが、いま現在、これをやらないかんという気持ちになられたかどうか、お聞きをいたします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 学校方針というものを設定していただくために、大きく、いわゆる学校教育における教育方針のあり方を設定するための教育方針を、4 月当初、教育委員会のなかで定めていただき、それを流布してまいったことでもあります。

もう一つは、教育においては、一つ学校現場とか、そういう教育に対しての指導をするだけやなしに、議会関係、いわゆる町の予算をいただくわけですから、そういった中でのいわゆる予算を配分して、施策をうっていくということは、非常に大事なことです。そういう教育委員会は二面性があります。それで、いわゆる教育での学校現場での方向性につきましては、定例教育委員会をもとに、教育方針を定め、それを各学校に流布し、各学校でさまざまな教育が行われるようにしていただいておりますけども、予算の関係では、そういった点で、今まで町の総合計画の中へ入れていただきながら、そして、

主な施策の成果も入れさせていただいております。

そういった点で、予算の配分の中で、こういうふうにやっていったという形の主な施策の成果は、この中でいわゆる報告をさせていただいております。それで、議員ご指摘の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたのは、平成 20 年 4 月 1 日からの実施です。

それで、教育委員会の事務にあたって、管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成し、これを議会に提出するとなっています。ここはいま奥川議員が言われたところです。確かに法律はせなあきません。それで、教育委員会は以前から町の総合計画に則って、この主な施策の成果で、議会に報告したところであります。

それで、実はこの法律の裏、運営にあたっては、文部省は我々の教育委員会に対して、その運営の通知文書を出しております。その中で、現在、既に各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、みずから点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取り組みを行っている場合は、その手法を活用しつつ適切に対応することとされています。

ですから、そういった点では、これはいわゆる教育の施策も入っておるわけですから、そういった点での成果の報告、点検、ここにはそれぞれの事業の主なものについての点検、ABCの評価もさせていただいておりますので、そういった点でのいわゆる対応はさせていただいておりますという点で、法律違反にはあたりません。

それで、その点で、議員ご指摘が、この間からありましたので、これだけではいわゆる教育委員会、これは全体的なあれですので、今回そういうことで、いま先ほど議員ご指摘がありましたけれども、教育委員会だけ、その部分を抜き出しまして、さらに前へ方向性、教育の方向性と、それから、教育の主な事業の取り扱いも入れさせていただきながら、今回こういうふうに報告をさせていただいておりますという点であります。

そういう点で、我々としてはこういう主な施策の成果を基に、中心に報告を議会に、予算をいただいておりますから、そういう点での報告はさせていただいております、今回、議員ご指摘がありましたので、見にくいということがありましたので、特出して教育委員会分として、ここを出させていただいたという点であります。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） この昨日いただいた資料が、その代わりだということですがけれども、それではこれについて、これが出たもので、私少し昨日から質問をちょっと加えたんです。今まで全部できておったんですけどね、昨日こういう資料が出てきて、こんなもの出てきたら、またそれでやらないかと、これに対してね。調べやないかんとということになりますので、昨日また急ぎよ、これに対していろいろ検討させていただきました。

これは報告書ということになります。配っただけで、出したから、もう報告したやな

いかということではないと思います。これが案であるか、それに心がどれだけもっているか、中身の精査ができているのかということも含めて、これはまた説明をいただきたいと、このように思うわけであります。

私も勤めている時に、よく部下にいいました。指示したり、話したり、物を渡したりするとき、それはただ話すだけはいかんと。相手の顔も見て、相手が本当に理解しているかということも見て、もしそれがだめならチェックもすると。要は、こういうものは伝えると。話も伝える。相手を理解させることが一番大事だということなので、そういう考えで進めていただきたいと。出したから終わりだということには言わせていただきたいと、このように思います。

この資料、本当に頑張ってつくっていただいたと。今日の議会に間に合わせるためにと思います。多分、私の提案を、議員の質問書を見てからつくって、急きょ対応いただいたと、これは、私はその前に事務局にいったんです。これどうやと言うたら、そういう対応はなかったので、議会が私の一般質問の通告書を出してから、1週間ぐらいでつくっていただいた。大変ご苦労さんでした。

私の案と、私はこれはまだ案だと思っていますけれども、今後ゆっくりと読ませていただきます。主な施策の成果のところ、これは当然、予算決算が出ておるところですけども、これはこちらの一般に出されている、これのコピーをしていただいたと思います。達成と評価、これはいつも決算の時、私いいます。達成と評価、○やA、Aと丸ですか、○×ですか、有効性についてはAランクとか、達成度については○とか、いろいろ評価をするようになっていきますけれども、すべてが1個残して、すべてが○で、すべてがA、またこれは決算審査の中でもいいますけれども、決算書の歳出の大項目の款、目的別歳出というのがずっと出ています。議会から、その中で教育費の執行率、これが一番悪いんです。これは多分、会計監査の方も見ておられると思いますが、95%ぐらいですね。4.5%、不用額であげているということで、予算に対し、約1,500万円使っておらないと、使われていないと。それと、3月の補正でほとんど決算数字では、

○議長（風口 尚） 奥川議員、暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時21分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） ということで、この辺も非常に問題があるのに、AやらBが付いておると。重要なことです。これは、ここの名称を、一般的にこの名称というのは、主な成果じゃないんですね。全般なんです、これ。文科省の法令で求めているのは、教育委員会全般にわたる点検と評価、こういうことでありまして、この全般というのは、どういうことかということ、これは19項目ありますやんか、19項目の教育委員会には、やらねばならないことがあるわけです。

例えば学校施設の問題とか、施設管理、財産、そして教育機関の職員のこと、教科書、教科書用の施設整備、教育関係職員の研修、児童の配置の関係とか、こういうことが19項目を評価しなさい、この中でいうとるわけです。これができておれば、私たち今まで、これに関する質問を、いろんな方がされています。こういうものを本当は出さないかんということで、私は偶然これは平成21年なんです。多気町の議員さんがおりまして、いろんなものを見せてもろたら、こういうこと書いてある、皆すべてが。それで、僕は多気町に君らとこすごいなと、こんなん皆書いてあるのやというふうに関心をしたんですけども、これはこういうルールを守って出しているということですから、児童生徒の今後の見込みとか、過去の経過、今後の見込みとか、こういうものはすべて、こういうリストにあげてあるということになっています。

それともう1点は、最も重要なんです。これを提出したということで、これは公式な文書ですけども、これは教育委員さんに渡しています。見てもらっていますか。これ聞きます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 主な施策の点検と評価を出ささせていただいたわけですけども、いわゆる報告の点検及び評価については、文科省としては具体的にこういう形で出しなさいという指示はありません。各地域の地方自治体のほうの教育委員会で、自分とこで設定したものを出すようにされておりますので、それで、どうこういう形のものではないと思っています。私どもは、予算をいただいた議会に対して、予算をご承認いただいた議会に対して、特に主な自分とこの予算、大きな予算をいただいたものについての報告をさせていただいておるということで、今回、出させていただいておるということであります。

それから、主な施策の点検と評価につきましては、先日も教育委員さんには見ていただきまして、検討もさせていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私も早く対応していただいたので、教育委員会さん、これ見えますか、書類もいただいてないというのが事実です。よろしいですね。書類もいただいてないと、教育委員会は。

○教育長（山口 典郎） 渡してあります。

○7番（奥川 直人） いやいや、それは教育委員会でもう一遍確認してください。昨日お邪魔してきたんです。それで、これはいただいけませんと。

○教育長（山口 典郎） もしあれやったら、委員長に確認します。

○7番（奥川 直人） 教育委員さんですよ。

○議長（風口 尚） 教育委員長、加藤禎一君。

○教育委員長（加藤 禎一） まず最初に6月に、奥川議員から質問がありまして、それに対して、教育長があんまりはっきり返事をしてないようにおっしゃったけど、ここに

議事録がありますけど、教育委員長は玉城町総合計画に数値目標を入れて、議会に対して報告させていただいております。それで、十分納得していただけるんじゃないかと思っていますと解答しております。

でも、その後の議員さんからの対応からみると、納得していただけてないと思ったものですから、文書をつけて、これが決算報告の付属資料というんですか、昨日お配りした、それに決算報告でいろいろありますから、過去のいろいろなご意見をいただいて、このようにまとめたということで、教育委員会で話し合っ、決めたものですから、案ではありません、これは。教育委員会としての案ではなくて、決定したことで、配付資料して。

○7番(奥川 直人) これを教育委員さんに渡したかと聞いとるの。

○教育委員長(加藤 禎一) 中身については、

○7番(奥川 直人) 渡されたかと聞いとるの。私、そういう質問しとるんですよ。これは教育委員さん、当然書類渡されたんでしょうと。

○議長(風口 尚) 暫時休憩します。

(午前10時28分)

(午前10時29分)

○議長(風口 尚) 再開します。

7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) くどくど言うて申し訳なんですけど、昨日も2名の教育委員さんにお聞きしたんです私。それでもらってないと、話はお聞きしましたと。でも、話を聞いただけでは、私らわからんと、中身がどう言われたのか、話だけではわからないということでした。この書類も持って、こういうのが、きていますかいうのを確認をさせていただきました。

あと一点。あとで述べようと思っておったんですけども、この27条の2項、ここに教育委員会は全校の点検評価を行うにあたっては、教育に関し学歴経験のある者を、第3者という意味での知見を活用を図るものとする、このようにうたっています。これはどこまで、いろんなホームページを見せていただいても、第3者的な意見も、最終ページについとるというのが本来でありまして、これは多分できてないので、こういうことも含めて、教育委員さんの具体的に書類も、多分渡ってないということ、この間は、教育委員長もはだしのゲンで、島根県の松江市、ここも事務局が勝手にいろんなことを言っ、教育委員会としては、こんなんそれは困るという話があります。本当に、今日もこれ議事録が残りますけども、全てがね。

そういったことが、問題が起こらないように、やっぱりしっかりと教育委員さんを育ててもら、資料を手渡す、昨日も言われたんです。そういったことも含めて、こういうものを仕上げさせていただきたいと。

もう一つ思うのは、先ほど教育長は議会に議会にといいますけれども、私はこれは住

民に説明する資料だと、私は思っておるのです。本来これはね。議会じゃないんですよ、議会も当然見るけれども、これは住民の皆さんがどうなっているんだということが、事細かに見るような資料になって、これは当然、教育委員長にもお願いしましたけども、ホームページがあるんですから、そういうもので掲載をして、住民に伝えていく。これも何度も申し上げていますが、そういうことを是非、議会じゃなくて、住民。こういったことをしっかり目線を広げてもらって、そうした方に伝えていくと。それで、いろんな形で教育委員さんから意見をもらって、もっともっこのう活動に生かせるような教育行政に生かせるような進め方をさせていただきたいと、このように思っているわけでありませう。

もう一つ、お聞きしたいことがあるんです。これは今、町長も含め、そして、教育長も今回こういうことも含めてやりたいという意向をお示しいただいたんですけれども、これ 12 月から先ほどもいいましたけども、私やっています。そういった意味では、この議会の発言、いろんな意見がすべて議会が間違っるというのではないとは思っているので、その辺のお考えをどうですな、協働をしていくという意味で、これは当然、役場の三役の皆さんも同じなんですけれども、やっぱりもっと素直な気持ちで、これも京セラの経営方針にありますけれども、お互いに玉城町の明日の発展を願うもの同士だと思います。

そやで、そういった意味では、こういったロスも、私も出したくないし、もう少しいろんな意見なり質問に対する返事なり、考え方なり、もっとコミュニケーションはとれないかと、このように思っていますが、長く時間がかかったということについて、お考えをお示してください。

○議長（風口 尚） 教育委員長加藤 禎一君。

○教育委員長（加藤 禎一） 私、先ほどの発言でちょっと誤解があったらいけないと思いますので発言します。資料を渡したかと伺った時に、はっきりしなかったんですけど、教育委員会の時は、必ず事前に資料を配付します。だから、それを改めて、その場というか、その席でこれをやりますというんじゃないで、最初に配付した資料で、皆さんに行き渡っております。それをやったら、案ではなくて、報告書だというふうにお話したわけで、資料は教育委員には渡してあります。そこがちょっと誤解があるといけないので、再度発言させていただきました。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） この地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのは、ほかにも教育委員会内の指導主事の設置努力義務とか、それから、教育委員の保護者の選任の努力義務も設けております。そういった点では、各地方公共団体の教育行政に関して努力的に、こういうふうにやりなさいというふうな形での方向性を示したものでありまして、その点から地域の実情にあわせて、柔軟に対応するということが、この法律では定められておりますので、そういった点では、玉城は玉城のやり方で、我々としては報告させていただいておるので、これで問題はないのではないかと考えております。今

回、そういうことで、見にくいということであったので、横出しにさせていただいたという経過はありますけれども、玉城は玉城なりの方向性で、よくわかる形の中での報告でいいのではないかと考えております。

それから、先日、一昨年、名城大学の大学院の木岡一明教授にも来ていただきまして、学校評価と教育委員会評価についてのご指導もいただいております。そういった点での報告のさまざまな文章の書き方についても、ノウハウは学校だけやなしに、教育委員会もご指導していただいておりますので、そういった点での第三者のいわゆる学識経験者の意見も入れさせていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 先ほどお聞きしたのは、なぜこう時間がかかったかということで、答えが全然違う答えが返ってきてますけども、じゃあ教育長がそういうし話をされたので、これは教育長にいただいた、19年に改定の部分が出ているわけです。この27条がね。こういう時に、これは文科省として、心配事に対して訂正なり注意事項が書かれています。

この中に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価というものの項があるわけです。これは教育長からいただいたんですよ。要は公表することによって、住民、議会に公表するということによって、効果的な教育の推進に資するものとする。住民への責任を果たしていく趣旨から行うものである。このように文科省は指摘しとるということは、一般的にこの法律があっても、十分皆さん徹底できないやないかということで、なおかつ、こういうことを、この項目を入れられたと、このように私は推測するわけです。

そして、もう一点は、結果を議会に報告するなどの取り組みを行っている場合には、場合にはですよ。地方を活用し適切かつ効率に対応すること、議会とも協働せよ。これは議会に理解してもらって、議会と協働してくださいということです。これ2番目はね。3番目、点検及び評価の客観性を確保するためのものであるということですか、こういうことをしっかり分析をして、例えば点検評価の方法や結果、これについて先ほど申しました方法や結果、これ毎年その状況を、学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、教育委員会の判断で、適切にその辺は進めよということになっています。

ということは、この三つが多分、文科省としては、この法律は制定したけれども、この辺が十分できてないので、この辺を一遍見直せよという通達なんです、これ。ということで、私はそう理解していますので、是非、これが玉城町で有効に使っていただきたいと、活用いただきたいと。

できれば、今後まとめていただくということなんで、この点検評価をもう一度、教育委員さんなり、じっくりと見直しをいただいて、また他の市町の状況も見ていただくということをベースに、何度もこれも言っています。玉城町の教育方針やら、目標につなげていくということが、非常に望ましい、このように、これがあるべき姿だろうと思

ます。

こういうことができれば、教育委員会の基本的な部分の計画を立てた、実施した、それで、この点検表がチェックした。それで次、アクション、改善ができるということになります。その中に、大事なものは、教育委員さんがいろんな住民の皆さんから、課題を持ち寄ってもらおうと、それを聞く。議会からもいろんな意見もあるかもわからない。そういうことをしっかり集めて、26年度ですか、来年は。こういう方針なり目標にしていこうという裏付けもしっかりと持って進めていただくと、我々も納得しやすいと、このように思います。

そういうことで、いよいよこれでできれば、玉城町での協働のまちづくりがスタートできると思います。先ほど学識経験者については、もう一度検討いただくと。それは玉城町の実情、何年かにきてもらうんじゃないかと、ずっと流れを見てもらって、教育委員会なり学校の状況、それで分析の仕方、それで結果のいいところ、悪いところ、これを見ていただいて、資料を見ていただいて、まとめていただくと。こういうふうにしていただきたい。

あとこれ4月に、この間、教育委員会にお邪魔したら、4月に方針目標つくるということになるんですね。それはお答えいただいたんですけど、それに間に合わすようなタイミングも見計らって、じゃあ1月遅れるわということでも、私は結構だと思いますけども、この点検評価をしっかりしていただいて、それを生かしていただくというふうにして、思いますので、前回、4月につくるわということですけど、それは少し、こういうこと初めてされることなので、少し遅れても結構かと思っています。

最後に、総合計画とは今回は多分もう少し細かくなるので、細かい計画になると私は思います。年度計画はね。次元が違うので、きめ細かさが必要になってくるということで、たびたび申し上げていますが、いろんな先ほど19項目の教育委員会としては管理している。それを伝えていく必要があるということですので、その辺の指標もしっかり管理をいただいて、そして、協働のまちをベースに保護者、そして住民、当然議会も含めて、協力して教育のまちづくりをしていきたいと、このように思います。

最後に、教育長なにかあれば。

○教育長（山口 典郎） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） この点検及び評価につきましては、いわゆる予算が固まった時点の決算時期にしか報告ができませんので、その点をご了承いただきたいと思いますし、玉城は玉城なりのいわゆる報告というものをさせていただくように、今後も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） いろんなやり方があると思います。確かに私はこれは決算でやっていただくのが一番正しいかなと思う予算の部分では、しかし、決算と先ほど言われたように、政策と二つあるわけなんです。どちらを重視するかなんです。決算というのは、

見込みでも私はいいと思うです。3月段階で見込み、今回は・・・大きく補正ができて、遅れているようなことではだめですけれども、3月にきちっとある程度の見込みが立てば、見込みで私はいいと思います。

それでどちらが大事かと、教育長ね。これを作るのは、どういう目的があるんだという目的を明確にして作ってください。予算ではないと、私は見込みでもいいと、それで、三重県の教育委員会でも、県教育委員会もこのことについては、6月にやっとな、議会に。6月議会で報告しとるという実績もあるんで、そういう手法も、玉城町なり玉城町なりで、井の中の蛙ではだめなんで、ほかもしっかり見て、玉城町はどうなんだと、進んでいるのか、遅れているのか、こういうことも見る視野を持っていただいて、情報もしっかり、情報を入れてもらって、教育長としての答弁をしていただきたいと、このようにご期待申し上げます。

あと、もう一点あるんですけども、町長すいません。もうできやんかわからんわ。もう1点、教育基本法に基づく第2次進行計画、これも法で定められて、これも現在努力義務となっています。これができているのか、いないのか、当然議会もやったんやったらやる、こうするという報告があるはずですが、このような第2期教育進行計画の期間は、25年から29年についての計画を作れと、このような努力目標になっているんですけども、教育長この辺のお考えどうですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 文科省の教育進行基本計画というのは、5年前、35人学級を実現するために、国から予算の配分を願って作られた計画です。それを各地方公共団体にも策定するように、努力するように言われております。県単位でも策定していない県が3県あります。それで、地方自治体の策定率は52.2%となっており、低率になっています。それで、先日も中日新聞のほうから、記事に載せていただいたわけですけども、玉城町のほうは進行計画に変わる計画を策定しているかの項目に○をさせていただいて、総合計画の中で、教育の施策を入れて策定しておりますので、その部類に入ったというふうに思っております。そういった点で、今後も我々は地方の実情にあわせて、柔軟に取り組んでいくことに考えておりますので、現在のところ、総合計画を柱とした中へ、町の教育行政の施策も入れて策定していくつもりであります。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 先ほど、今説明いただきました、これ多分8月8日だったと思うんですけども、記事に、三重県内の9市町が未策定だということで、玉城町は策定できておるという中日新聞の記事がございました。あれ、こんなんでできておるのかなと、新聞記事にでるぐらいなら議会にも、こういう形でやったんやという報告はないのかでと思ったんで聞かせていただいたわけでありましたが、こういうこと議会には報告はせんとしていただくと、記事が出たら、こんな考えだということは、していただくのが普通だと思うんですが、教育長いかがですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 今回の新聞記事は、文科省の調査の公表を受けての発表であつてということで、今回の調査は、教育振興計画の策定の進行状況を調査したことになります。振興計画に入る計画を策定しているかの項目に、先ほども言わせていただいたように、○を打ったわけですから、いわゆる振興計画について、文科省から調査があつて、こういうふうに解答したので議会の皆さん、ご承諾いただきたいということは、一々答えることはしませんので、我々としては教育としては、いわゆる教育振興計画に変わる町の大きな総合計画の中で、教育が入っておると思いますので、十分その意に介していただけるのかと、総合計画の中でも、教育に対してご議論いただいておりますので、それに任せていきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 議会としましては、月1回は定例的な懇談会もしています。いろんな形で皆様方とお話をする、または論議する機会はあるわけですから、新聞に出た記事の内容ぐらいは、報告せんでええというんじゃないくて、一々報告せんでええじゃないくて、一々報告していただきたいと思うんです、そういうことは。それは、どういう意味かということも、議員さんの中にもわからないことがいっぱいあるわけですよ。出ておるけど教育委員会なとしたんやと、できておるんかと、他から聞かれた時に、いや知らんわと、報告もないわと、でもお前とこ出てなかったやないか、できとると違うんかなと、こんな日常の会話なんて、いっぱいあるわけで、それは教育と、皆さんと私らいつもいいますけども、車の両輪なんです。両輪ですから、そういう意味では、そういう情報の共有というのは最も大事なことだと、議長、私はそう思うので、こういうこともあればいただくと、新聞記事に出たことについては、こんなことだという情報ぐらいはいただくように、していただきたいと、このように思います。

あとこれは、先ほども申しましたけれども、加藤教育委員長には何度もこれはお願いしていますけども、玉城町の教育のホームページありますね、ここの私そんな知らんわでは、私は困るので、そういった意味では、事務局長の中西君とか居ていますし、教育委員会としてはこういうところは、これは公表せなあかんと、それで公表するということは、教育委員会のPRもできますやんか、いろんなね、方針はこうですとか、今回、点検と評価をこう決めましたと、それで、これからこういうことをしていますとかね、こんなことをしましたということは、是非、教育委員会のページ、開いても何も無い。あそこへ入れるべきだと、入れなくては伝えの術がないと。広報なんかはわずかしかスペース取ろうと思っても取れないし、そういうことをしていただきますと、多分住民の皆さんや保護者や先生とのコミュニケーションも、もっとその中から広がってくる、話題を提供するわけですから、その中で、そういうコミュニティーが図られてくるということで、教育委員会としては、そういったホームページの中で、しっかりと住民の皆さんに種をまく。

それで逆に一人1役だと、みんなが主役になってくれへんかと、一人1役でみんなが主役になってくれるような教育のまちづくり、こういうことはどんどん提案できると思うのですが、その辺の今後の考え方をお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 玉城町は小さな町です。そういった点で確かに法律とか、そんな中で、いわゆる説明責任で、評価とか計画なんかも出していかなければならんことはあると思います。ただ、それは玉城町なりにやっていったらいいと思っておりますし、それから、実際にいろんなことを報告するよりも、実際に子どもたちのこととか、それから、教育の施策のいろんな教育委員会のやっている活動についてご覧いただいたら十分ではないかと思っております。

そういった点で、町民の皆さんが、例えば吹奏楽の楽団聞いて喜んでいただくとか、そういったさまざまな活動を、私たちはやっておるわけですから、そういった意味での逆に町民の皆さんが活動から知っていただくということも非常に大事なことではないかなと思っております。あくまでも、いわゆる公表公表というんやなしに、活動を見ていただくなかでのいわゆる評価というものも大事になってくるんかなと思っておりますので、私の私見として述べます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） すいませんね、もう時間がなくなってきた、町長の質問も6月からの繰越し分と、今回させていただこうと思ったんですが、こういう資料が出てきて、ちょっと横道にそれる部分がありましたので、もしあれやったらできないと、このように思っています。

今回は教育一本でいきますけども、教育長のおっしゃる玉城町なり、本当に玉城町なりがどういいんだと、ここなんです。私は今まで教育のことについて批判はしてませんよ。先ほど批判したといいますけど、僕は教育長の考え方に批判しただけで、先生もみんな頑張ってもらっとるし、それで、我々もその日常の中で、農地・水・環境保全なり、子どもたちと接する場合も多い、それで、地元にも外城田小学校もある。それで、中学校にも、たまに訪問させていただきながら、授業も見させていただいていると私はね。それで、教育委員さんの意見もいろいろ聞いているということです。

導く力、それがね、やっぱり導いていただくというのは、多分教育長が教育行政のトップだろうと。それで、町の行政については、町長がトップだろうと。その考えがすべてに染まっていったら当然だと思うわけです。そういった意味では、玉城町なりも大事です。自主自立の町ですから、玉城町なりも大事だけれども、どこがどう優れているんだということで、しっかりその辺も、私は分析する。見ていただくということが、非常に大事だと、このように思っています。

今日、ケーブルを見ていただいております皆さんも、この今日の質問の内容なり、お考えを聞いて、また、いろんなご意見を私はいただくと、このように期待をしておりますけ

れども、とにかく住民の皆さんと、何度もいいますけども、行政の皆さんと議員、これがすべて共に協働してかないかんという意味では、しっかりした情報交換なり、意見交換を、素直な気持ちで皆に学んでいくという気持ちを大事にしながら、今日も含めて、これから皆様方と議会と、前向き形で意見交換ができ、また、それに対する素早い対応をしていただく、我々もしますけども、皆さん方もしていただく、そんな効率のいいまちづくりをめざしていきたいなど、このように思います。

以上で終わるわけですが、町長すいません、今日質問させていただこうと思ったんですけども、ちょっと時間がないし、中途半端でもだめなんで、あるんですけども、ちょっと文書が長いもんで、これ読んでおるうちに。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

(午前 10 時 49 分)

(午前 10 時 50 分)

○議長（風口 尚） それでは、再開します。

7 番 奥川直人君。

○7 番（奥川 直人） 以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（風口 尚） 以上で、7 番 奥川直人君の質問は終わりました。ここで、10 分間の休憩をいたします。

(午前 10 時 50 分)

(午前 11 時 03 分)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5 番 中瀬信之君の質問を許します。

5 番 中瀬信之君。

《5 番 中瀬 信之 議員》

○5 番（中瀬 信之） ただ今議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、一点の質問であります。防災・減災対策ということでお伺いをしたいと思っております。このことにつきましては、以前の一般質問でも度々質問させていただいた内容であります。住民の生命・財産を守る重要な対策と考えておりますので質問いたします。

今回、気象庁が発表いたしました特別警報というものが、この運用が8月30日から始まりました。このことを機会に改めて防災意識を住民も行政も一度認識を高めるために伺うということにいたしました。私たちの生活の中で、南海トラフ大地震をはじめとする自然災害の脅威は、今年の夏の高温や各地で発生する想像を絶するような豪雨や竜巻など、異常気象の頻度の年々高まっているように思われます。

気象庁が災害への注意を呼びかける主な情報は、これまで注意報、警報というものがありました。今回の特別警報が加わり、3段階となったわけであります。簡単に気象情

報の種類と住民の行動というものが出ておりましたので、少し説明をさせていただきたいと思います。

まず注意報というのとはどういうものかといいますと、災害が起こる恐れがあること。住民の行動は非常持出品の点検や避難場所の確認、窓や雨戸など家の外の点検、気象情報に気をつけることであると書かれております。続いて警報とは、重大な災害の起こる恐れがあること。住民の行動は早めに自主避難、また市町村の勧告指示による避難、日頃と異なったことがあれば、役所などへ通報する。危険な場所に近づかない。避難の準備をするということでもあります。

今回加わりました特別警報というのは、重大な災害の起こる恐れが著しく大きいこと。住民の行動は直ちに命を守る行動をとる、すなわち避難所に避難するか、外出が危険な場合は家の中で安全な場所に止まるとあります。より危険度が増したといえるのではないのでしょうか。特別警報新設の背景には、従来の警報は対象となる気象状況の幅があり、自治体の避難勧告や避難指示の発令や、住民の避難行動に結びついていなかったことがあるといわれております。

今や日本のどこにいても、安全な場所は存在いたしません。地球温暖化がこの異常気象の一因といわれておりますが、わが町においても、このような特別警報が発表される可能性があるわけであります。町民の生命や財産を守るという大きな役割が行政にはあるわけであります。新しく運用をされた特別警報というものに対して、町長の危機意識の持ち方を何うと共に内部体制をどのように整えられているのか。また、住民への周知、これは学校とか生徒ということもありますが、そのような対策をどのように考えているのか、町長並びに教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君の質問に答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から防災・減災対策についてということで、特に特別警報に対する内部体制と住民周知についてということの考え方のご質問をいただきました。

ご質問のとおりでございます。今回、8月30日に施行されたわけでありますけれども、気象業務法が改正をされたということでもあります。その改正の趣旨が、今もお話ございましたけれども、東日本大震災、あるいは平成23年の台風12号によりますところの豪雨災害等におきまして、従来の基準をはるかに超える大津波、あるいは豪雨が発生をして、警報では危険性を伝えることができなかつた。そして、避難などの的確な対応につながらない事例もあつたということございまして、そういった反省から、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図ることを目的にしたものでございまして、災害発生危険性をわかりやすく伝えるなどの情報の改善、そして、情報を国民等に確実に伝達するというところをございまして、申し上げておりますように、東海・南海・東南海地震等による、今後いつ発生してもおかしくないといわれております。

重大な災害に対応していく、そういうものもあるわけであります。

そして、もう一つは発令の基準といたしましては、50年確率といえますか、50年、数十年に一度の大雨や暴風雨などが予想される時に、特別警報を発令すると。こういうことでございます。さらに、その内部体制が重要でございますけれども、その内部体制といたしましては、玉城町地域防災計画の中の配置基準に基づいて、特別警報発令時は、町の災害対策本部の職員全員、総勢93名でございますけれども、それにあたると、こういうことでございます。それが、体制でございます。

そして、それはあくまでも行政の体制でございます。さらに、住民の皆さん方に周知といたしましては、気象庁、三重県などを通じて通知を受けた場合は、地域防災計画で定める伝達手段によりまして、直ちに周知させる措置をとることを義務付けられておると、こういうことございまして、今回の気象業務法の第15条の2の第4項に定められておるといふものでありますけれども、住民の皆さん方に対しましては、防災行政無線、あるいは広報車の巡回、あるいは消防団の皆さん方をお願いしての伝達、そして、自治会のほうへの協力要請、こういう周知をさらに徹底をしていくという考え方でございまして、町といたしましても、こういった体制で臨んでまいりたいという考え方を持っておるわけでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 特別警報が出た場合での学校の対応について、お話をさせていただきます。現在、玉城町の学校では、台風などの時に暴風雨警報が出ます。その時は、勿論休校措置をとらせていただいております。

それから、また玉城町で大雨の被害が出た時については、特に通学路を点検した後に、学校長と教諭が集まって、休校の措置をとるかどうかの判断をさせていただいております。そういった点で、現在のところは、そういうふうな対応をしておるんですけれども、今、議員ご指摘のように、特別警報が出た場合は、これらの警報を超えるものですから、当然、休校措置をとるといふ形になるという考え方でおります。

それで、誠実、定例教育委員会の中でも、委員さんのほうと学校等が、この特別警報についての話し合いを持ちまして、一応特別警報が出た場合は、もう休校するという形の対応を考えて、決定していただきました。

それで、この特別警報が出た場合、町内放送でも勿論放送していただけるんですけれども、もう一つ現在、保護者への絆ネットのメール配信がありますので、瞬時に決定次第、1、2分でメールを配信することができ、休校を伝えるということも、対応もできておりますので、そういった点での対応を、今後考えていきたいと思っております。

また、こういう特別警報についての啓発も、各学校ではしていただくような話し合いもしておりますので、学校関係としては、そういう対応をとらせていただくことで考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今までも注意報とか警報ということに対して、対応は勿論とおって、台風であったり、いろいろな部分については、学校としては事前にわかっていることについては、そういう措置ができるということではありますが、今回、改めてこういう特別警報が出たということについては、例えば地震であれば、いま先ほど 11 時に J-ALERT の通報があったように、いつ起こるかわからん時に、今までの注意報や警報じゃなしに、こういう新たな特別警報に対して、再度、取り決めとか、いろいろな問題を検証する必要があるのと違うかということでお伺いをしたところであります。

本町の対応としても、耐震が終了して、災害対策本部というのは、今までですと、いろんな災害があった時に、ここに置くわけにはいかんと思いますが、本庁が耐震もできたということで、災害対策本部といわれる所在とか、そういうものも町長どう考えておられるのか、伺いたいと思います。

教育長にもう一度、特別警報の例えば地震とか、そういう時に対して、今までの警報についても、いろんな対策はされておると思うんですが、改めてそういうことをもう一度検証されたのか、伺いたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 現在、小学校では引き渡し訓練をかなりやっていたいております。地震の時、それから台風の時とか、さまざまな訓練を学校では、学期に 1 回ずつは火災も含めてやっておるんですけども、引き渡し訓練というものは保護者も交えてやっていたいております。急時のときに、保護者にメール配信をして迎えにきていただくという対応をとっておるわけですけども、そういう形でのそれぞれの訓練も意識啓発にはなると思っています。ただ、議員ご指摘のように、急ないわゆる地震、それから、今回の特別警報につきましては、かなり秋田県の時の、いまだかつてない経験したことの無い大雨では、8 時間。それから二度目の山口・島根の時の 8 月の件につきましても、大体警報が出されてから、12 時間ぐらいのタイムラグがありました。そういった点でタイムラグがある時は、そうやって連絡をして、徹底をして、学校へ出てこないようにとか、そういう対応もできるんですけども、急なことであった時は、やはり学校に泊まるということも想定しなければいけないとも思っております。

そういった点で、各学校に防災倉庫の用意もされておりますので、それを借りてのいわゆる毛布とか食料の対応も考えていかんかということも考えております。また、一応臨時給食用の食材も、各学校では 1 日分の保管はさせていただいておりますので、もしそういうときの備えというものも、一応考えさせていただいております。

いろいろなことを今後も、また検証していつ、瞬時の対応を考えていかんらんことも出てくると思いますので、また、いろいろ勉強させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員からご質問、再度いただいております。議会にも大変ご理解をいただいて、こうして本庁舎の耐震工事をさせていただきまして、さらに充実した災害対策本部としての構えができると思っています。しかし、特別警報が発生されないから災害が起こらないということではございませんので、ご承知のように、最近の突発的な災害と、隣の町でも竜巻が発生したりというような、ご承知のとおりでございますので、やはり普段からの備え、そして、自分の命を守るという、その行動を、これについて徹底をしていく取り組みにも、これからもさらに力を入れていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 学校については、今までもいろいろな取り組みをされておると思いますが、これは改めて、こういうことが国全体で取り上げられたということもあると思いますので、再度、子どもたちの安全を守るために、教育委員会が一丸となって、学校と対応していく必要があると思います。そういう面では十分お願いをしたいと思えます。

それから、対策本部については、玉城町の災害対策本部条例というのを見ておると、今までは、耐震もなかったということもあって、場所をどこに設置するとか、そういうことは記述をされておりませんが、今度はこういう、いま町長がいわれたように、ここに災害対策本部を設けるということで、明確になったと思いますので、その本部がいかなるときもきっちりと運営ができるように、いろんな面をこれから考えていかなければならないということがあろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

現時点で、いま新たな取り組みの特別警報というものに対しては、意識啓発であったり、そういうことができておるとい判断をさせていただいてよろしいのでしょうか町長。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 既に、議員のこの特別警報についてのご質問にかかりますところにつきましても、盛んにテレビ・新聞等でも報道されておりますけれども、町といたしましても、こういうところの改めて昨今の非常事態に備えて、こうしたことが発令されるんだということは、周知徹底をしたいと思っています。あわせて申し上げておりますような対策本部につきましても、こういったことにつきましても、さらにそれぞれが本部のスタッフの皆さん方も、こうしたことの認識を十分持ちながら行動するような訓練を重ねていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 内部体制をきっちり作っていただいて、玉城町には大きな川というのと、例えば宮川とか外城田川、汁谷川というのがありますが、いろんな危険な時に、町長より、無線とか広報車とか消防車で伝達をするといわれておりますが、はたしてそこをうまくできるのか、いろんな検証をしたうえで、また対策計画というのを作ってい

ただきたいと思います。

一つそれと、事務局にいましたが、天災と人災ということがあります。大地震や台風や大雨については天災、そのことについて、いろんな被害が被ったことについては、誰もがしようがないとか、いろんなことがあると思うんですが、例えば地震や台風や大雨についても、準備を怠っておって、それによって被害を受ける。例えば工事の手抜きであったり、ちゃんと避難指示が本来なら出されておらなければならないのに、それができずに被害が出たとなれば、これ人災となると思うんです。そういう理解は、町長お持ちでしょうか、天災と人災ということについて。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議員のお考えのとおりでございます。天災はもう地球規模で、温暖化をはじめとする変な環境の変化があります。至る所で、いろんな災害が発生しておるといのもご承知のとおりでございますから、まさに予測不可能、想定できない。なかなか議員のほうからもありましたように、災害が起こって、本当に安全な場所というのは非常に見つけにくいんじゃないかというお話もあったように、そのとおりであると思いますけれども、しかし、教訓からいたしましても、二次災害とか、あるいは普段からの備えによって、大きな被害を、拡大することがなかったということは、いくらでもあるわけでありまして、そういうところの事例も、阪神淡路大震災、あるいは東日本の教訓の中から、助かった命もあるわけでありまして、そんな中でのそして、普段からの人のつながり、絆、あるいは共助の取り組みと、こういうものも改めて、こういった機会に繰り返し繰り返し町民の皆さん方に、ご理解をいただくように、取り組みもさらに強めてまいりたいと思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） いま町長いわれましたように、人災にならないように、行政はやるのが非常に大事だといわれておりますので、その通りだと思います。

続きまして、2番目の質問であります。いま町内には中学校の体育館をはじめ各小学校の体育館4つ、中央公民館の体育館、武道場、旧田丸小学校の体育館があり、多くの生徒や一般の住民の方が連日利用されておると聞いております。災害時に体育館は、避難場所として、住民の皆さんが多く集まるといことが、大きな災害があると、テレビ放映や新聞を見ても、多くそういう状況が取り上げられております。

そこで、私たちの町の体育館、人が多く集まる場所の例えば利用状況がどうなっておるんだ、使用状況というんですか、そういうことと。

また、その施設の安全対策はどのようにされているのか、これは所管が教育委員会だと思いますので、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 各体育施設の活動はかなりたくさんご利用いただいてきておまして、4月10日から6月の3カ月間ではありますけれども、各学校別にちょっと話

をさせてもらいますと、田丸小学校で76.9%の稼働率です。それから、外城田小学校は空調工事の関係のために、使用はありませんでした。それから、有田小学校は59.3%、下外城田小学校は89.0%、それから玉城中学校は、体育館のほうです。73.6%です。それから武道館のほうは26.4%、それから、中央公民館の体育センターは100%、それから、旧田丸小学校体育館の屋内体育館は97.8%の稼働率になっています。

ただ、もう少し余裕があるところは、時間帯によつての空間、空きもありますので、例えば8時から使うだんでは、6時から7時までは、8時前後までは空いておるといふ状況もありますので、まだ多少そういう点では満杯状態ではありませんけども、融通をすれば何とか入るといふ形もあり得るかなと思つております。以上です。

○5番(中瀬 信之) 安全対策は。

○教育長(山口 典郎) すいません。安全対策は現在のところ、校舎を中心にしておりまして、今のところ対策のほうは、体育館のほうはとつておりません。ただ耐震関係では、一応屋内体育館以外は安全といふ形では、想定はされております。以上です。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬信之君。

○5番(中瀬 信之) 利用状況をいまお聞きいたしますと、中央公民館と旧田丸小学校は、もう満杯の状態であると。その他については、若干の余裕があるといふ判断をさせていただきます。また、安全対策については、旧田丸小学校については、耐震がとれておらないので、現状としては安全でないといふことの判断になろうかと思つています。

それと、各学校であるとか、保育所につきましては、窓ガラスが破れたりすると、駄目だといふことで、飛散防止対策といふことが進んでおりますが、いま私、初めに言いましたが、多くの方が被災された時に集まる場所は、体育館といふのが非常に多いと思つています。わが町については、体育館ではそういうことはせんと決められておるかどうかわかりませんが、必然的に多くの人が集まれる場所は体育館だと思つております。そういう場所が、いま例えば飛散防止、大きな地震がくれば、窓ガラスが破れるといふことが、非常に心配だと思つていますので、そういう対策を今後、立てられる考えがあるのか、もう決めておれば、どういふ段取りでいくんだといふことをお伺いしたいと思つています。

○議長(風口 尚) 教育長 山口典郎君。

○教育長(山口 典郎) 現在のところ、体育館の耐震はできておるわけですがけれども、空調のほうは一応、来年、再来年のほうで整備をさせていただきます。ただ言われるように、飛散防止等の、皆さんが集まる場所ですので、そういう対応をといふことについては、今後ちょっと検討させていただいて、また、施策の中へ入れていくかどうかといふことは考えさせていただきたいと思つています。

○議長(風口 尚) 暫時休憩します。

(午前11時30分)

(午前11時31分)

○議長(風口 尚) 再開します。

5番 中瀬信之君。

○5番(中瀬 信之) 今もこれJ—ALERTの放送がありました。いつこういう状況になるかわからんという認識です。どんな時に起こるかわからん。これが20年後か30年後かわかりませんが、今かもわからんし、明日かもわからん、そういう状況での対策がどうなっているのかということを知っているわけでありませぬ。

そういうことからしますと、12月へ向けて予算の立てる時期になろうかと思いますが、窓の例えは飛散防止ということが、非常に大事だという判断を、教育長がもしされているのであれば、早い目に、そういうことは必要があるんじゃないかなと思っております。是非とも急ぐことが必要かと思っております。

それと、旧田丸小学校のことになります。このことは私、この前からいろいろ資料を見ておると、平成22年3月の定例会とか、平成23年6月の定例会などでも、度々教育長にお伺いをして、どうする気ですかということをお伺いしています。その中で、教育長は緊急通報の装置を入れたり、いろんなことをしながら対策を考えているということをお伺いしております。その中で、教育長が答弁されたことがあるので、ちょっと一つだけ言います。これは平成23年6月の定例会での教育長の答弁です。

小学校4校、これは利用状況について、中学校武道館も現在満杯で使えない。これは何故こんなことになったかということ、田丸小学校の利用が満杯で、危ない状況で使っている。そういう人をどうするんですかということをお伺いしたら、他の施設も満杯で使えない。できるだけ他の体育館が空いている時は、そちらに振り分けるか、今のところ考えておりませぬ。屋内体育館を使う数を、できるだけ減らしていくことを考えていることだけは理解していただきたいということをお伺いしております。

そういうことが、3年も前に言われておるのですが、今の使用状況を聞いておると、旧田丸小学校の利用状況は100%ということは、改善されてないのと違うかと、いま判断をさせていただきました。他の施設については、利用状況が100%でないところがほとんどです。そういう状況で以前質問したことが、きちんと例えば、これは事務局のほうになろうと思っておりますが、そういうところに行って、そういう判断をされておるのか。あの時だけの答弁だけになっておるのかお伺いしたいと思います。

○議長(風口 尚) 教育長 山口典郎君。

○教育長(山口 典郎) 確にかつてそういう話はさせていただきました。いま現在、100%近く、屋内体育館が97.8%になっておりますのは、弓道とカローリングと、それから中学校の卓球部だけが使う、時たま空手の山本議員さんのほうも使っていただくことがあるんですけども、ほとんどそれだけになってきています。今まで使っておって、他の球技とか、そんなはずべて違うところへ行っていただきましたので、ただ、これは何故あるかということ、弓道はそこに的場があります。それから、カローリングは敷地の、いわゆるスペースの布というか、シートがあります。それから、卓球部のほうは卓球台があそこにしか置けないということですので、そういったその道具がそこにしか

いクラブについて残っておるだけで、あとの的場をどこへ、それなら田丸小学校の体育館のほうへの的場をつくるかということは、なかなかそんなことはできませんので、そういった点で残ってしまうという状況があります。

あの方々については、ほとんど移動していただきましたので、そういう状況であるということ。それから、90何%ですけれども、ほとんど弓道部と卓球部が、毎日使ってみえます。弓道部も朝1時間ぐらい使われたり、一人でも練習されるとカウントになりますので、卓球部のほうも、そういう形で毎日使用おりますので、稼働状況としては多いということは多いかもわかりませんが、時間的には数時間ということになっています。

警報装置も周知しておりますので、なんかの時はそういうふうな対応をとる形での話もさせていただいておるところです。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 私が今お伺いしたのは、安全対策上、例えば教育委員会のトップで事務をされておる教育長が、どういう判断をされておるのかということ、いつも聞いているわけでありまして。実際に卓球台を移さないかんとか、的を移さないかんと、いろんな状況があると思うんです。ですが、その状況と耐震のない施設の中で、そういうことをいつまでも認めているということが、どうなんですかということをお伺いして、教育長は今も言いましたが、そういう状況は、できるだけ改善をしたい。できるだけ他へ移すことを考えているということをお伺いしておいたわけです。ちょっと待ってくださいよ。そういうふうに言われてとったわけですね。議事録を見ると。

その指示をきっちり事務局のほうに伝えておるんですか。そういうことでしたら。局長どうなんかな。事務局にそういう指示があったのか、移すように。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前 11 時 37 分 休憩）

（午前 11 時 39 分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 確かに、そういう耐震の設備は整っておりませんが、事前に、そういう形でできるだけ他の道具があるところにつきましては、行っていただいて、屋内体育館に道具があるところは、話をして、現在のところ施設がないので、そういう形で使わせていただきたいと思います。それで、警報があった時は、そういうふうな形での対応をしていくという話は、この三つの団体ともさせていただいておりますので、現在のところ、そういう対応でしかありません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） また言うかわかりませんが、教育委員会の中で、例えばいろんなことが起こった時に、説明されるというのは教育委員長されますよね。例えば事件が起

こったとか、全体的な責任というのは、教育委員長に、これはあえてこういうことを言いたくないんですが、教育委員長という立場が非常に重要だと思いますけど、安全とか、いろんなことをしていく上で、早いこと解決せんと、この問題はあかんと考えておるんですが、今のままでいくと、大きな災害が起こるまで現状なんですよ。そういう状況を踏まえて、どうお考えか、できたらお伺いをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） よろしいですか、教育委員長 加藤禎一君。

○教育委員長（加藤 禎一君） 具体的なこの屋内体育館、あれと同じものがどっかに造れば、一番いいわけで、それが私たちも常に話題になるんですけども、そういう適地があるということが、まずなかなかない。予算は勿論そうなんですけど、適地があると、またそれなりの検討ができると思うんですが、今のところは、そのところで終わっているわけですね。

だから、話はしょっちゅうあるんだけど進まないというところが現状です。そして、それでは、あそこが危険だから閉めてしまおうかというのも一つの方法ですけど、そこまではちょっといききれないと。確かに、それは人災になると言われれば、その通りになってしまうので、この辺のところは、まだこれからも、それでいいのかどうかということも、議員からのご指摘も何回もありましたこともあって、教育委員会でも話し合いをする必要があるかなと思っています。

ですから、今ご質問いただいても、直ぐこういう方法が検討中だということは、ちょっとお答えできない現状であります。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これは、ここにご臨席の議員の皆さん方の時代ではございません。平成2年の時点でございました。もう23年も前の話でありますけれども、お城広場から田丸小学校を外へ移そうというところで、本来、体育館も取り壊さなければならないということで、防衛省からの指示がありまして、しかし、住民の皆さん方や玉城中学校の子どもたちの場所として、どうしても残してほしいということで、町から議会とも協議の上で、残していただいて今日に至っておるという経過でございます。

しかし、現時点ではいろいろご質問もいただいたり、お答えもしておるような状況になっており、さらにまた今日の心配な災害の体制というものもとらなければいけないという時世になってきておるというのは現状でございます。私といたしましては、これも議会とこれから十分検討も、協議させてもらいながら、2020年には東京オリンピックも開催されるということが決定をされましたから、やはり、町のスポーツ人口を増やしていく、健康づくりを進めてさせていただいておるという中で、いろんな財政の状況も十分詰めなければいけませんし、いろんなことの総合的な判断はさせていただかなければいけませんけれども、できれば、もう少し規模の大きな体育館を、町として設置させていただいたらどうかと、こんなふうな考え方を今の時点で思っています。

しかし、これは十分いろんなことを検討した上でないといけませんけれども、今のこういったご心配のことは、当然のことだと思っておりますので、何とかいろんな都合がつけば、建設するようなことも、将来的に考えていったらどうかと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 教育委員会も町長のほうも、現状がいい状況だというふうには思っておられないと思います。そういう状況の中で、天災が人災にならないようにしていただきたい。使用団体については、状況をもう一度、再度説明をして、そういう状況下でも使用はするんですかというところまで、多分しなければならぬと思うんです。そういうこともきっちり整理をしていただきたいと思います。

時間がないので、3番目、4番目の質問、これあわせてしたいと思うんですが、町内、例えば空き家とか空き地というのが、たくさんあると思います。これの状況は今後、ますます増えていく状況になろうかと思っております。そういう中で、以前もこういう質問したなかで、町のほうは当時の総務課長になりますが、現状は町内に幾つそういう空き家とか空き地がある状況はわからないというようなことを言われておりました。それ以降、そういう状況つかむようなことをしたのか、お伺いしたいということがあります。

それから、空き家や空き地について、対策ということで、他県では条例とか、そういうものが制定されておるんですが、どうですかということをお伺いしましたら、町長がそういう状況を一度調べて、わが町としても、どう判断をするのか。いわゆる検証をしたいということ言われておりました。そのことについて、これは以前いったことになりましたが、その後どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それと、このことを簡単に答弁だけお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀君） 空き家・空き地対策における調査については、現在のところ行っておりません。

今後ですか、管理条例の話もございましたが、今のところ玉城町としましては、そういう管理条例を制定して、空き家・空き地対策をやっていくことは、今のところ予定はございません。

ただ、調査につきましては、今の地区担当等でできることでありますので、なるべく早い時期に実施するという対応していきたいと、こんなふうに考えています。また、この空き家につきましても、やはり所有者の財産でございますので、簡単にその処分とか対処はできにくいんでございますけれども、ただいろんな状況のところで、行政が放置していくというわけにはいきませんので、住民からの情報提供をいただきましたら、管理が不十分なものにつきましては、所有者の調査、また自治会との協働、自治区とともに文書を発送する。また必要であれば、こちらから外側からできる安全対策が講じられれば、それも対応していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 現状では調査が進んでいないが、早いうちにしたいという判断でよろしいんですか。そういう実際のつかんでいただいて、今後の対策をつくらないといけないと思います。数字もない上で、例えば条例とか、そういう話にはならないと思いますので、そういうものをきっちりつかんでしていただく、これますます今後増えると思いますので、そういう意識のなかで行動を起していただきたいと思っております。

続いて、これが最後の質問になるわけですが、9月1日という日は、関東大震災から90年目の節目の年であった。そのことを知っている人は、この場には誰もいない状況だと思います。しかしながら、こういうことはずっと忘れてはならないということで、また将来に向けて伝えていかなければならないということで、この日を前後して、全国各地では防災訓練の実施が行われておることが、テレビとか紙面で多く取り上げられておりました。

これは国民の、今からこういう意識をもっと高めるという意味では、非常に重要なことであると、私は思いました。そういうなかで、防災訓練ということについて、町長に今年の3月になりますが、一般質問をさせていただいたところでありました。3.11の東日本大震災、これは想像もつかないような経験であります。そういうことを基に、南海トラフ、これはいつ起こるか分からない状況のなかで、我々が直面した大きなことであると思います。

そういうなかで、町民の生命や財産を守る、官民が一体となって行う防災訓練は、非常に重要であると思ひまして伺ったところでありました。そういうことを行う、今は本当にいいチャンスではないかということで、お伺いしたいところ、町長の答弁は玉城町は全町的な防災訓練というのは、今のところ考えていません。災害が起こった時に、一番効果的なそういう訓練を実施していくことが、私は必要だと思っておりますと答弁をされています。

そこで、総合的な訓練はしないというのが、町長の判断でありますので、その子とは理解をいたしますが、一番効率的な訓練が、今年度どういう状況で実施されたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まさに関東大震災から今年で90年の年でありました。ちょうどその次の月曜日には、非常招集訓練、非常招集でどれだけの職員が集まるか。そして、その時点で改めて職員としての責任ということについて、私のほうからも訓示をさせていただいた、先般の次第でありました。

ご承知のように、災害時いろんな教訓からいたしまして、パニックになりまして、どれだけ、なかなかこの訓練しておっても、マニュアルどおりにいかないというのが、反省でありますけれども、従って、職員が住民の皆さん方のために最善を尽くすということが、どうしてこの非常時に行動としてとれるのかということの、つまり図上訓練を昨

年もやりましたけれども、今年も計画をしております。今回、補正予算でお願いをしております無線、それも設置したあとは、この訓練を早急に開催していきたいと思っています。

それと、もう一つはやはり何度も申し上げておりますように、やはり自助、自分の命は自分で守る。そして、次は共助だと。こういうのが教訓として、阪神淡路のところでの教訓でありました。そして、語り部の方からの直接の言葉でありましたから、このことをやはり住民の皆さん、自治区の代表の皆さん方に、是非とも理解をしてほしいということで、今年で3回目であります、約130名の方が直接現地へご視察をいただくということでもありましたし、また、その前後それぞれが自主的に、例えば小社三郷の地域では、宮川の遡上からの被害ということを想定されて、三度ほどになると思いますけれども、私も二度ほどお邪魔させていただきましたが、下外城田小学校の体育館での焚出訓練等をされておられるとか、あるいは最近もテレビでも放送されました、長更地区の皆さん方は、自分の集落の中での危険箇所はどこなのかということなり、その自治区だけで淡路のほうへも訪れていただいたり、あるいはまた近くの他の自治区におきましても、そういう訓練を直接実施していくと、こういう動きがあることを、本当にありがたく思っております。

特に県のほうへも、その要請をお願いをいたしまして、県には専門の職員を配置をしております。専門の職員が町の図上訓練が、きちっと職員がそれぞれの責任分担に応じて、行動をとれておるのかどうかということをチェックをしてもらいながら、たえず反省も加えて、そして有事の際に、住民の皆さん方に役に立てる、そういう体制をとっていくということ、さらに強化をしていくわけであります。

もう一つはやはり、自助・共助、玉城町のすばらしいつながり、自治区の絆というものを、より皆さん方で認識をしていただいて、自分で自分の命を守る。職員とて2日前のテレビでも放送してございましたけれども、東日本では400名を超える消防団員、職員が亡くなったということもありますから、人を助ける前にまず自分が助かると。こういうことも大事であります。そのことを遠慮せずに住民の皆さん方にも理解をしてもらおうと、まずそれぞれが助かる。その次に、皆で力を合わせて復興、復旧していこうということが、やはり皆さんのなかで徹底をされていくということが大事だと思っておりますので、是非これからも対策を進めてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長にお伺いしたことは、総合的な防災訓練が必要であるというような考えのもとですが、玉城町においては、もっと効率的なことがあるんで、そのことを私はやるんだということを言っておられる。それをいま聞いたら、一つが非常招集を職員にかけた、これが1番目。

それから、今後、図上の訓練をされると言われておりますが、行政としてはその二つと

いうことになります。各自治区で防災訓練をされているところは、前にも聞きました。68自治区あるなかで、前回は17自治区あるということも、林課長が言われております。

行政は各自治区が独自で、そういうことに進めていくことに力を注ぐといわれておることであろうかと思えます。そういうことからすると、この数字がドンドン増えていくということが重要だと思うんですが、現状どうなっておるのでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 弘紀） いま自主防災組織というものが、確かに17あるんですが、このほかには、町長申し上げましたように、小社三郷のあたりとか、他の自治区でも幾つか防災の研修に来ていただいたりとか、実際に。

○5番（中瀬 信之） 自治区は17あったと、現状は幾つですかということだけ教えてください。

○総務課長（林 弘紀） 現状は17でございます。

○5番（中瀬 信之） 変わってない。

○総務課長（林 弘紀） 自主防災組織としてなっているのは17、現状は変わりません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、林課長が言われたように、そういうことを進めるということであって、なかなか進まないというのが現状だと思います。何故進まないかという、防災に対する意識が薄いとちがうかなという判断をせざるを得るところがあるんです。これは昨日ですが、決算審査意見書ということで、監査委員さんが言われたことが一つあります。東海・東南海・南海地震の同時発生が懸念されるなかで、当町は大津波の心配がないことに安住をせず、家屋倒壊や火災などから住民の命を守り、被害に強いまちづくりを推進していくことが重要であると言われております。

やはり住民意識、職員意識というのを、もっと高めていくことが必要ではないのでしょうか。合同的な防災訓練をやるよりも、効果的なことがあると言われたんで、私はそういう面がどういうことがあるのかなと期待をしておったんですが、それに代わるようなことが、今の段階では見受けられない。もっとやはり防災意識というものを持って、対処していただく、住民一人ひとりが意識をする。学校教育の中でもそういうことを取り入れていただく。それでも、いま町長言われたように、紙に書いた上のことでは、思うよういかないことが多々あると思うんです。

防災訓練でも、毎年やっても、今後30年に災害が起きる可能性があるといわれても、たった30回しかできないということがありますので、そういうことも含めて、意識改善をしていただくのが、非常に大事ではないかと思えます。そこで、最後の質問になりますが、今年も半年過ぎて、来年度予算のことも考えていかなければならん時期になってきていると思います。

今年度は、より効果的な図上訓練をするということ、町長いわれておりますが、来年度の防災訓練、これは図上であつたり、どうかはわかりませんが、予算編成をして

いかなければならないと思いますので、どういう考えのもとで、組まれる考えがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的にご承知いただいていると思いますけれども、玉城町の場合には、外城田川、あるいはため池、こういうところを重点的に、やはりポイントして、整備していくということが、風水害に対する備え、これはすべてのため池についてチェックをしておりますし、予算でもご審議をいただいております。

もう一つは、具体的にそれなら住民の皆さん方が、どこまでご認識をされておられるのかどうかということ、先般福祉まつりでもアンケートを、ボランティアの方がしていただきました。その中で、やはりまだまだ避難場所がわからない。その方が、約4割ほどみえる。そして、耐震を進んでいないというようなこと、これも約6割以上あると。そして、家具の固定もしていないというのが、6割あると。こういうのが現実であります。そういうことは、もう何度かどいぐらい言っておりますけれども、さらにこれを徹底していくということが大事だと思っています。

もう一つは、何度も申し上げておりますように、釜石の奇跡が、世界の災害復興の、自分の命を守るというふうな、世界の奇跡になっております。それは、住民の皆さん方が行政がやってくれるとか、誰かがやってくれるという受け身ではいかんのだと、こういうことです。みずから自分の命を守るというために、どうあるべきなのかということ、これはまさに絶えずそういうことが大事だということを訴えていく。そして、教育なり訓練をしていくという繰り返しを重ねていくしか方法はないと思います。

それともう一つは、やはり3回現地へ行きました。現地へ行ったら、私が何度も同じことをしゃべっておるよりも、やっぱり大事だと、すごいと、そして、北丹の例は、普段からのつながりがあって、まったく行方不明者を出さなかったと。それが良かったなと、そやでそういうことが大事だなということを直接気づいていただいた。従って、26年度は、そうしたことの反省も加えて、あるいは評価もして、さらに県の専門家、大変力を入れてくれておりますから、直接その方にもアドバイスをいただいて、そして、おかげさまで企業も協力したいという申し出もあるわけでありまして、できれば、そういう折角こうして、徐々にではありますけれども、自治区の中で意欲的な取り組みがありますから、そういう取り組みも発表していただくような、そんな機会を設けたい。こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） いま、町長いわれたように、何回も何回も繰り返していくことが、非常に大事だというふうに思います。そのことをしていくためにも、きちっとした予算構成をとっていく必要があると思います。そういうことですので、来年度の防災訓練に対するまとめというのを、一応していただいて、こういうことをするんだということを、また公表していただきたいと思っております。これで終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬信之君の質問は終わりました。
ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午後 0時05分）

（午後 1時00分）

○議長（風口 尚） 再開いたします。
昼食前に引き続き、一般質問を続けます。
8番 山本静一君の質問を許します。
8番 山本静一君。

《8番 山本 静一 議員》

○8番（山本 静一） 通告書に基づきまして、一般質問を今からいたします。事項といたしましては、防犯カメラについてと、それから、もう一つは水道事業についてでございます。防犯カメラでございますけれども、昨今、都市、地方を問わず、コンビニ強盗、ひったくり事件等、負傷事件の発生が多発し、新聞テレビを賑わしています。防犯を目的とした防犯カメラは、役割を十分、効力を十分発揮しています。・・・いたしましても、防犯カメラの設置には、・・・をもっております。

住民のプライバシーに関する大きな関心事であります。提案書の6月議会では、条例内容が十分理解できなかったため、賛同しませんでした。改めて住民の皆さんにも、理解を深めていただくために質問いたします。

1番といたしまして、今後のカメラの設置計画はどのようになっているのかをお聞きします。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君の質問に対し、答弁を許します。
町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 山本議員からまず防犯カメラの設置についての質問をいただきました。現在、総合計画では平成27年を目標として、3件を掲げておるわけでありまして。そして、現状は田丸駅に1基、設置済みであります。そういうところから、少し駅周辺のごみの散乱ないいろいろな回りの民家の皆さんからの対策の申し出に対して、少し効果が生まれてきておると、こんなふうに思っております。そういうところでの今の状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） この目的はやはり防犯ということでございますので、昨今の状況をみますと、なるべく早く設置していただきたいと思っております。

続きまして、2番でございますけれども、映像の保存期間は、何日を設定しているんですか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 防犯カメラの映像の保存期限でございますが、これにつ

きましては、玉城町の防犯カメラの設置及び利用に関する基準のほうで、7日間ということでご定めてございます。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） 最近の他の行政の例をみますと、14日間という期間を設定しているところもございませう。これはやはり、それとも機械の関係で7日間ということですか。それとも、やはり7日間あれば防犯カメラの目的が十分果たしているという考えで、その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 他の市町の例を見てみますと、1カ月以内の必要最小限という格好で定めているところも多くございませう。ただ、今回7日間に設定させていただきました。この部分につきましては、不必要な映像を長く持つことによって、個人の情報が漏れる恐れがあるということで、最少7日間ということでご定めていただきました。また、ちょっとコンビニ等の防犯カメラについては7日間ということごで、やられておるようですので、その辺りを参考に7日間ということごで定めさせていただきますところごでございませう。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） 7日間ということごで、必要性があれば、また延期というのも考えていただきたいと思ひます。私は、これ一番重要なことは保存ですね、どのような保存方法でやられるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保存でございますけれども、映像につきましては、今回、町のほうご設置しましたものにつきましては、7日間たてば上書きをしていくという格好の仕組みになってございませう。また、それ以外の装置というんですか、今のところ他で、今回の防犯カメラの設置に関する条例に関連してくるところと、今のところ聞いてはおりませぬのですが、一応、個人の方が自分の駐車場に付けられる部分とか、その部分については防犯カメラの設置及び利用に関する条例には抵触しないという格好になりますので、あくまで公共の場所に向けられたということごで、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、機種によりましては、保存方法というのごいろいろ異なっておりまして、そのあたりは今後、条例の中のほうには消去するようごでということご書いてございませうので、そのような指導をしていきたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） さっきの説明ご理解いたしました。

続きまして、次に条例の中ごみておりますと、関係機関及び個人の映像開示ができるようになっておられますけれども、これはどのようにして手続きするのにか。本人ごどこへ、どういふふうご申し込んで、開示請求をするのにか。そうすると、開示請求の許可は誰ごする

のか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この開示の方法につきましては、個人情報保護条例のほうに委ねてございます。それで、個人情報保護条例のほうで、第 14 条におきまして、個人情報の開示請求の方法というのが定めてございます。所定の用紙に記入をしていただきまして、申請をしていただく格好になります。そうしますと、開示のする、しないの決定につきましては、一応原則として、15 日以内に行われるという格好になってございます。

○議長（風口 尚） 8 番 山本静一君。

○8 番（山本 静一） では、個人情報保護条例で、14 条に定められるということですね。はい、それで理解いたしました。

続きまして、個人情報保護条例で、33 条に罰則規定というのがございますけども、そうしますと、これは町だけやなしに、条例では商工会とか、自治区が、そういう設置を届けられたらできるとなっておりますけども、こういう町設置以外のカメラにも、こういう罰則規定は適用されるのですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この罰則規定につきましてはですが、ちょっと条文を読まさせていただきますと、実施機関の職員もしくは職員であったものという格好に定めてございます。それから、個人情報保護条例のほうで、実施機関とは何かということの中で、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価委員会及び公営企業の管理者及び議会をいうということに定めてございますので、商工会であるとか、自治区につきましては、この罰則規定からははずれます。ただ、無闇やたらに個人情報を漏らしていただくと困りますので、この部分につきましては、指導なり勧告をさせていただくという格好になろうかと思えます。

○議長（風口 尚） 8 番 山本静一君。

○8 番（山本 静一） 先ほどの答弁で、関係機関ということで、関係機関以外ですと、指導ということでございますけども、そうしますと、本人、当事者が不服を申し立てた場合は、裁判の訴訟で決着をつけるという形になるわけですね。そういうことで理解していいわけですね。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） そうですね、個人からの苦情の申し出等につきましては、条例のほうにも、防犯カメラの条例のほうにも定めてございますけども、最終的には個人情報取扱について、裁判になろうかと考えております。

○議長（風口 尚） 8 番 山本静一君。

○8 番（山本 静一） 続きまして、2 番の水道事業について、お伺いします。昨今は、局地的な集中豪雨が発生し、山陰、東北、北海道地区等に、床上、床下、崖崩れが発生

し、大きな障害を生じています。水害が生じています。

○議長（風口 尚） 暫時、休憩します。

（暫時休憩）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

山本静一君。

○8番（山本 静一） ということで、水道事業についてでございますけれども、一方では各地で雨が降らず、貯水ダムが渇水状態で、水量が著しく減少し、水道の給水制限が実施され、各地で日常生活に大きな影響を与えています。町民の方から、時々玉城は渇水時はどうするのかと。給水制限が行われるのかと質問を受けます。つきましては、玉城は現在、給水の制限を行っていませんけれども、これはどういう理由か、今後とも渇水時の給水制限は行われるのか、その点について、町長にお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ただいまのご質問でございますけれども、玉城町は水利権は発生をしていないと。玉城町の上水道は地下水の井戸からの汲み取りということでございまして、河川法には該当しないという考え方になってございます。特に、玉城町の水道事業は、昭和 50 年に事業認可を受けまして、そして、町民の皆さん方の飲み水の安定供給に努めてきたという歴史でございます。

そして、事業開始以来、給水の制限をかけるような事態に陥ったことは、一度もないというありがたいことございまして、特に山岡にある水源地でございますけれども、3本の井戸がございまして、地下約30mから汲み上げておりまして、深井戸として地下水での位置づけと、こういうことになってございます。議員におかれましても、ご承知だと思いますけれども、従って、ご質問いただいております河川法が該当しないということでございまして、法に基づく許可、そして、使用量及び渇水時における水、水利の使用の調整も必要ではないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っています。

ただ、農業用水につきましては、河川法による適用を受けまして、隔日、1日おきの、例えば給水制限が行われたりというふうな渇水の時期には、対策を講じさせていただいて、そして、農家の皆さん方に対するご理解をいただいておりますけれども、しかし、地下水で水利権は該当しないというものの、水道事業におきましても、水はやはり有限であります、貴重な資源でありますので、無駄遣いしないように使用していただく町民の皆さん方の意識ということにつきましては、これからも取り組みを進めていきたいと、こういう考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） 受水、水をとるのが、宮川の流水じゃなしに地下水ということで、説明を受けましたけれども、そうすると地下水は、大体いまのところというんか、当分の間というんか、ある程度というんか、将来というんか、そういう渇水時の、そういう

心配はないのですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 現段階では、そういう心配がありません。かつて、南勢水道ができるまでは、つまり志摩、鳥羽地域が、非常に飲み水が不足をしておって、飲料水が不足をしておって、何とか確保したいという時代がございました。そして、その時には、現在整備なつとる南勢水道、蓮を水源といたしますところの事業が、まだ至っておりませんでしたから、玉城町の浄水の水を志摩地域へ送っていったという歴史もございます。現時点では、そういう心配はありませんけれども、やはり、これも安定した形で送れますように、絶えず水道事業に関わるところの配水池をはじめ、あるいは管、そういうものの維持修繕、そういったことには努めていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） 後は、2、3、4というのは、事務的なことでしたので、担当課長にと思いましたが、町長がすべて答えていただきましたので、そうしますと、これらは河川法に抵触しないということで、そういう許可も要らない。それから使用料も要らないということで、玉城はなかなかいい施策をやっておるなと思います。といいますのは、現在の河川下の受水は難しく、雲出川流域の町では井戸水を使用し、川からの受水はしなかったため、現在は木曾三川から、なんかそういう遠距離の受水を受けていると、高いコストを払っているというようなことも聞いております。多分、当町も以前は各家庭で、無料の井戸水を使用し、水道水の水源確保に理解を得るのに難しい面も予測されたと思います。そうした中で、先ほど町長のお話のように、昭和50年に、そういう水源確保に取り組み、住民が安心して暮らせる水道施策で、私としましては、本当に安心して、その時の対応として、先見の銘があるという感じをしております。今後とも先ほどのお話で、まずは渇水時の給水制限が起らないということで、町民の皆さんも安心して、日常の生活ができるんじゃないかと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、8番 山本静一君の質問は終わりました。

次に、4番 北川雅紀君の質問を許します。

4番 北川雅紀君。

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今日は3点質問がありまして、一つ目が、小中学生の携帯電話やインターネットの使用に関すること。二つ目が、介護保険のこと。そして、三つ目が、2年前から1年前までのその1年間の期間の私の一般質問の進展状況と、その後の結果について、その3点の質問をさせていただきます。

では、一つ目の小中学生の携帯電話、インターネットに関する犯罪、そしていじめと

か、いろんなことを含め、携帯、ネットで起こる子どもたちの環境ということについて、質問させていただきます。携帯とかインターネットというのは、もう時代にとって不可欠なもので、これは切っても切り離せないもので、とても便利なものであるし、有意義なものであります。でも、やっぱりデメリットもありますし、危ない危険な部分もあると。大人は自分でそういうものを学習したり経験したりして学んでいって、危険性や危ない面から遠ざかったり、予防したりするんですが、子どもの場合は、好奇心が勝つといますか、そういったものにあえて進んでいくという面も、子どもとして成長の中で仕方ないことだと思いますし、そういった中で、危険なことや危ないこと、やってはいけないことから遠ざけていくのが、大人の役目だと思います。

それで、実際に保育所、小学生、中学生、高校生というなかで、玉城町で現在、行政として関知したり、教育していくという部分では、小中学校が該当するところですので、小中学校というところについて話を絞って進めていきます。最近、スマートフォンも普及してきましたし、インターネットも普通に家族の中で、家庭であります。犯罪とかの話はニュースとかで聞いても、ラインとか、フェイスブックとかツイッターとか、ミクシーとか、そういう大人が知らないインターネットの世界の情報とか、サイトとかいうのが、犯罪とかに影響している。そういうSNSというんですが、そういうフェイスブックとかラインとかが悪いわけじゃなくて、そういうのが入口になっている。

でも大人はそういうものについて、知識があまりないですし、子どものほうがそういうもの、インターネットの世界について知識があるということが危ない状況。大人よりも子どもが知っているという状況が、いま現状なんじゃないかなという認識はしています。ですので、教育として子どもたちに教えていかなければならないという認識には、私にはありますので、そういった部分で、まず教育長に、小中学校でそういった授業も含め、児童と生徒に、そういう携帯、インターネットの怖さとか、料金のこととか、いろんな怖い以外にもあると思うんですけども、そういう認知するような教育をしているのかということをお伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 議員ご指摘の携帯電話とかインターネットに関する授業の件ですけれども、最近IT関係の危険性というのは、現在の事象、状況、それから、事件などが多発しているなかで、危惧されている問題であります。

先日の四日市の中学生の殺人事件なんかも、LINEなんかを使っただけのこと、それから、全国で起きている若者についても、LINEの危険性が非常に言われているなかであります。そういう点では、正しい使い方、それから、使われ方、認識というものを、やはり植えつけていかなければいけないともいうふうに、学校現場としては考えておりまして、授業の有無については、特に小学校の4年生ぐらいから高学年の児童、それから中学校の生徒を対象にして、携帯電話とかインターネットのトラブルを中心にして、道徳の時間に先生方で、わかりやすいビデオを持ってきたり、あるいは業者のほうから、

外部講師も招聘して、わかりやすく説明していただいております。

そういう点で、安全に子どもたちが使える状況を、やはり我々としてはつくっていかねばいけないのかなと思っております。今後とも、そういう形での教育へのITの有効な使い方について周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 授業を行っているということで、少し具体的に詳しく聞きますが、道徳の授業ということですが、それは学校として、全体として取り組んでいることなのか。それとも、各担任の先生に任せていることなのかということと、それと、中学校では外部の講師とか呼んでいるということだったのですけれども、それも年に何回とか、少し具体的な話をお願いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 大体そんなに時間はとれませんので、年に一回はやってもらっていることを聞かせていただいております。内容については、また具体的な話がありましたら、お話しすることになると思いますけれども、一応学年を中心にして、外部講師を呼ぶときは、大体学年とか、単位を、学級を集めて、外部講師はせっかく来ていただいておりますので、そういった対応をしています。

ただ、簡単などころについては、道徳の時間等で、ときおり携帯電話での使い方の苦情がきたりということで、急ぎよ道徳の時間を使うという形での指導はしていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） なぜ具体的に聞いたかということ、道徳の時間だと、その教師によって知識がある人と、ない人というのが分かれてきて、知識のある人は教えられますが、知識のない人というのが、それを積極的にやれるか、的確に詳しくやれるかということ、ちょっと疑問があるので、まず、そういう知識は、先生に対する指導というのですか、先生たちの講習会みたいなことは、どうですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先生方もやはり実際に、知識としてわからない点もあります。そういう時は、ビデオを使って、持って行って、わかりやすいビデオを、NHKとか、そういうライブラリーのほうにありますので、それをお借りしてということになります。

それから、先生方の研修については、ネット対策の形で、県の研修にもいろいろ現在、玉城の先生がいただいていたおったのは、いろいろな先生方にいってあって、特定の先生、みんてということではないんですけども、インターネットと人権、インターネットの急激な変化と学校現場での指導、児童生徒の情報活用能力の育成、最新インターネット事情と効果的な情報モラル指導、小中学校における情報モラル指導等の研修講座に、いって、管理報告もしていただいております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 先生にいろんな知識を持ってもらうのも限界もありますし、こればかりに時間をさいているわけにはいかないのです、他の自治体とかみると、年に2ぐらい、1回か2回、こういうことをやれば子どもたちに効果が出ているという数字もあるので、やっぱり外部の人、a uとかドコモとか、そういうところが来てくれますし、実際、話を聞いたら、うまいらしいので、説明も先生とかより面白いとも言いますし、なので、そういうのを積極的に活用していったら、これ本当に地震とか、交通事故の危うさというのは、大人でも教えられますし、自分で生活していても、わかることですし、テレビとか見てもわかる。

でも、こういう携帯とかネットの危うさって、あまり人が教えられないと思うのです。親も、そして近所の人も、祖父や祖母とか、なので、やっぱりこれは教育現場が教えるしかないんじゃないかというのを、社会が認識しないと、本当に好奇心ですごいので危ういと思いますし、毎日のことなんです。後でいろんなデータで説明しますけれども、携帯を使っている時間やネットを使っている時間、また出会い系とか、知らん人と会うというような数字、厚生労働省とか警察が持っているんですが、そういう数字って、僕の中での認識ですけども、全然数字が違って、結構そういうのに子どもらって知らん間に踏み込んでいます。なので、こういうのが重要だと思いますが、やっぱり教育現場では限界があるというのも、これは当然のこととして、基本的には携帯の使用とか、ネットの使用というのは、家庭のことだと思うんです。そうしないと、学校に押しつけても駄目ですし、実際、教育現場だけでは無理だと思うんです。今、都会では、こういうネットや携帯の問題が進展していったら、親がどういうふうにも子どもに、こういう情報を教えているかということが重要視されてきて、学校が親を対象にした、こういうネット、携帯の啓発の講座とか集会とか開いているというパターンが多いんです。実際に、三重県教育委員会も学校に依頼されて、こういう場合の講義とかしに行く時は、児童生徒向けじゃなくて、親向けしかやっていないんです、三重県の教育委員会も。

そういった親向けの三重県の教育委員会は、3、4年前からやっていて、年間30校ぐらい、三重県内の小中学校でやっているのですが、そういうさっきまでは児童生徒向けのその危うさとか、危険性の話だったんですが、ちょっと視点をずらして、親向けに学校とかが教える。例えば携帯のフィルタリングとか、閲覧できないサイトをつくる設定をやるというのをフィルタリングというのですが、そういう設定をさせるとか、子どもはこういうところに知らんうちに見に行っているのです、そういうのを事後にチェックしてくださいとか、そういう講習をするのを、三重県の教育委員会もやっていますし、全国的には始まっているのですが、そういったことはやったことはあるかどうか、お伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 保護者への情報提供につきましては、学校でも苦慮しております。

して、昨年度ある学校では、PTAの研修会で、4年生から6年生の児童と、それから保護者に来ていただきまして、2時間ぐらい外部講習を招聘して、情報モラル、安心安全の携帯電話やインターネットの使い方を講演していただいて、また他の各学校では学校だよりで、やはり議員ご指摘のフィルタリングについて、危惧しておりますので、そういった点では、学校通信、学級通信、学校だよりを使って注意用の啓発の文書を出しているという現状であります。

また、フィルタリングがかかっているかどうかの調査では、調査をしたのですけれども、わからない生徒、児童のほうでは、なかなか自分が持っている携帯か、フィルタリングがかかっていますよということは、親は言っていないようでは、わかっている状況の中でも、小学校の児童の保有者の41.3%、それから、中学校の生徒、やはりフィルタリングは中学校へ来ると、インターネットがなかなかできないということで、親に外してくれということも言ってきたりしますので、保有者の約32%がフィルタリングをかけているという調査結果がきております。

未成年のころにつきましては、やはりフィルタリングが望ましいということで、各学校へも保護者へ啓蒙の文書も出しておるとい状況であります。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 今、フィルタリングの数字を言っていただきましたが、40%余りということで、それは全国的に、平成20年のデータ、厚生労働省がとったので、ちょっと古くて余り参考にならないんですが、全国でも小6で43.3、中2で36.6という保護者しか、フィルタリングをしていないんです。ということは半分以上の子がフィルタリングされていない状態で携帯を持っているということがあって、フィルタリングしないと本当に何でも見れます。性的なこともそうですが、犯罪に関わることも見れますし、勿論、警視庁のデータにもあるんですが、そこから出会い系に行くことも可能ですし、事例として載っているのでは、チャットで知り合った人に、裸の画像を送るとか、また薬物というのも、入手できてしまうところに、子どもたちが誰も知らんところで、接触できると。そういうことがあって、やっぱりそれは学校ではフィルタリングをかけることは無理なので、親に教えるしかないと思うんです。それで小中の半分以上のことが、それができる環境にあると。やるか、やらないかは別として、そういった中で、わかればいいんですけど、いま玉城町の小中学生の携帯電話の保有数はわかりますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 現在、小学校の生徒では、学年が進むにつれて、よく持ってきておって、低学年はさほどではないのですか、全体を平均しまして29.9%です。それから、中学校の生徒では67%になっています。高校になると、調べてはおりませんが、他の研究機関で調べると、95%近くに高校生はなってきたおるといことで、やはり学年進行につれて多くなってきておるとい、また、最近やはりスマートフォンがかなり広がってきておるといことになっておるとい。

オンになってきておるという話も聞かせていただいております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 小学校が29.9で、中学校が67%ということで、この数字いつ。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） これは最近調べたものです、現時点ということです。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ちょっとこの県のデータも古いのであれなんですけど、三重県教育委員会が、平成23年、2年前に調べたのでは、小学生28.3%で、中学生56.4%となっているので、もしかしたら2年たっていれば、もっと進んできておるので、数字は増えているのかもしれないですけど、玉城町、携帯を持っている児童生徒の数が多いうじやないかと思うので、やっぱり多い中でそういうフィルタリングの知識がない親、そして、多いから接触できる子どもたちが多いという状況の中で、さっきの話、ちょっと最後まで聞き忘れてましたが、親に対する、こういうネット、携帯の啓発というのは、チラシを配付したり、集会というか、集会を開いて来た人に教えたりということがあろう話ですが、もう少し具体的に、参加人数といいますか、小学校とか、全体としてどうなのかということをお聞きします。小学校単位で独自にやっているのか。教育委員会として年に一回は保護者を集めているのかという、その概要をお願いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先ほどの保護者との研修会につきましては、やはり問題が起こったということで、学校が危機感を持ちまして、保護者にフィルタリングの研修もせなあかんということで、急ぎよ4年生から6年生の児童を中心にしてお願いし、保護者も来ていただいたということでもあります。

それで、そういう状況も教育委員会の中で、校長からの報告もあって、各学校ともやっぱりフィルタリングが大事かなという意識を持っていただいております、中学校の生徒と小学校の全児童生徒のほうに、フィルタリングの進めのパンフレットを、業者からいただいて、各学校では配付していただいておりますということになっています。

後につきましては、一応全学校ともフィルタリングの啓蒙についての文書のほうは、学校通信を通じて流していただいたということを聞かせていただいております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 問題が起こったということですが、差し障りがなければ、その問題とは、どんな事案だったのか教えてください。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 子どもたちが、いわゆるどうも実はこの後、ちょっと話しなければならんと思っておったんですけど、県教委に学校非公式サイト対策推進事業というのがあるんです。これは平成20年から導入して、児童生徒の問題あるサイトへの書き込みを監視していただいております。それで、例えば田丸小学校とか玉城中学校とか、

玉城町の全小中学校の名前とか、それらしき生徒の名前が載った時には、それらをこちらへ通報してもらって、メールやそんなのを削除していただいています。

それで、学校がある時期に、学校の生徒が休んでいないのに、その時間に書き込み、ちょっと誹謗の書き込みがあったという、サイトに。それで、ある程度のすごい有害なサイトではないのですけども、そういうふうな子どもたちが、あんまり使ってほしくないサイトへの書き込みであったために、県教委から連絡があって、その学校にこんなメールがありました、書き込みがありましたということで、報告をさせていただきました。

それで、報告の後、調査をしたのですけれども、はっきりと学校の授業があった時で、みんな大体子どもたちがおったんです。それで、子どもがその時間に書き込みすることができないのに書き込まれていたということがあって、やはり大きな問題になるとあかんということで、その県から保護者と子どもを対象にということで、その学校は対応していただいたということの結果であります。現在も、そういうことで県教委のほうは学校非公式サイト対策推進事業で、各学校の書き込み状況とか、そんなのを監視、指導していただいておりますので、今のところ、そういう状況が続いておるということになっております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ちょっとテレビを見ている方に、説明も入るのですが、学校の裏サイトとかいうのがありまして、ここの中学校に関するいろんなことを、投稿者が書いていくというような掲示板とか、例えばある部活に対する掲示板とか、そういうのがあって、そういうところに子どもたちというのは、結構書き込んでいるんです。そこを行政とか先生とかがチェックしているところまでできて、そうするとネットなので、なりすましもありますし、誹謗中傷もして、いじめの温床になるというのが、今の現実なんです。

でも、これは止めれなくて、チェックしていても、やっってはやって、やっってはチェックして、やっってはチェックしてという繰り返しになっていって、実際に平成20年の厚生労働省の調査では、携帯電話の利用によるトラブル、問題というので、携帯電話を持っている子の10%ぐらい、それがインターネットの掲示板やメールで悪口を書かれたと。小学生は2%ぐらいで少ないのですが、そういうことになっていますし、他のちょっと問題も見ると、担任からしつこくメールを送られたり、つきまとわれたというのが小学校で3%、中学校で6%ぐらいあったりして、やっぱり多いのは掲示板関係、チェーンメールを送られたというのは、中学校では60%あるんです。チェーンメールって、内容が不適切なメールですね。例えば出会い系に誘導するメールとか、なんか性的なサイトに誘導するメールとか、そういうのをチェーンメールというんですけど、それが6割の中学生が携帯のほうにメールできていると。小学生も21.6%の子が、そういうのを問題、トラブルとして抱えている。

恐ろしい数字としては、ネットで知り合った人と実際に会った、または会いそうにな

ったというのが、小学校で 0.8%なので、100 人中 1 人ぐらいは、そういう危険性。中学生だと 2.3%、ネットで知り合った人と実際に会った、または会いそうになったというのが現状で、アンケートも生徒や児童に直接やっているの、実態はもっと多いかなと思いますし、20 年のデータなので、こういうのが現状なんです。そういったのを、僕たち大人が認識しないと駄目だと思いますし、先ほどの二つ、児童生徒に対する、こういう教育と、その保護者に対する教育というのを、学校単位とか先生単位にせず、教育委員会として、こういうのをやりなさいと、年に一回でもいいんです。そういうのをやってほしいと思いますし、そのための学校の整備、先生の能力とかも付けてほしいと思います。

それで、先ほど携帯の所持数がありましたけれども、さっき一例問題が起こったという話を聞きましたが、他にはなんか実際に子どもたちで起こったことはありますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） トラブルとしては、小学校では出てきたのは数名、やはり出てきています。知らないうちに知らない番号からの電話がかかってきたこと。それから、迷惑メールが入ってきたり、知らないうちに有害サイトへ入ってきたというトラブルが数名あげられております。

中学校につきましては、所有者の 35%が、やはり議員ご指摘のチェーンメールとか、不当請求等の迷惑メールのトラブルがあったと聞いております。報告を受けております。それで、当然ながらトラブルというのは、保護者にやっぱり子どもたちは相談することが多いようです。なんかあったら、やはり保護者が対応してということで、その対応を警察等に聞いていただいて対応したとかいうことも聞いておまして、トラブルにやっぱり巻き込まれる生徒が多いということから、やはりもっとネットモラルの指導の時間が必要かなと思っております。今後とも、やっぱり教育委員会としては、フィルタリングにつきましての指導とか、それから、ネットモラルについての各学校の指導は、各学校もやっていただいておりますけれども、今後ともまた教育委員会でお話をしながら、進めていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 4 番 北川雅紀君。

○4 番（北川 雅紀） これで危ない系といいますか、犯罪とか、年齢にふさわしくない情報を得てしまうというようなことについては、話は終わりにして、教育委員会としてもやっていただきたいと思いますし、保護者を理解させる努力は必要だと思います。そこしかないですから、親と教育委員会ぐらいしかないのをお願いします。

話は犯罪や危ない系から変わって、データがあるのですが、子どもの 1 日の平均通話時間や平均メール、送受信数というのが、統計としてあって、小学生だとなんと 1 時間以上、1 日に。中学 2 年生だと、1 時間以上、通話するのが 14%いますし、パソコンにも 1 時間以上接する子が 22.5%いるんです。つまり 1 日のうちに 1 時間以上ということは、3 時間とかも中 2 で 5%いますし、パソコンでも 5%いて、1 時間、2 時間、3 時

間、4時間、5時間という数字が、中学2年生で携帯とパソコンをあわすと、35%ぐらいあって、これって想像してないのですが、僕もバトミントンのスポ少のコーチをやっている、昨日テレビ何を見たといったら、見てないと言われて、じゃあ何しとったんと聞いたら、2時までずっとメールしとったって、小学6年生が言ったんですね。そんなふうな感じなんですね。2時まで毎日しているって言っていました。

本当か嘘かはわかりませんが、そういった状況の中で、なにか学校生活とか、そういったものに影響が出ているといえますか、例えば睡眠不足とか、集中してないとか、授業中に携帯やネットを見てしまっているとか。データでは3時間とか、5%いるということは、家へ帰ってからやっているという数字以外にも、通学途中とか、いろんなところでやっている可能性があるので、そういったことで何か教育委員会として気づいていることとかありますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 確かに子どもたちがインターネット、携帯でのメールに費やす時間が非常に増えてきているということは、学校現場からも聞いています。特に何%で、どのぐらいということは聞いておりませんが、特にやはり学校現場で、学校でいわゆる子どもたちが話すだけやなしに、離れても、最近やっぱり子どもたちのコミュニケーションがメールによってなされているということがあります。ところが、この間の広島の場合のように、いわゆるメールでのやり取り、それから、そういうLINEでのやり取りになると、やっぱり表面、普通の感情が、コミュニケーションとしても、いわゆる表情がない、文章でのメールですので、そういった点でのいわゆる問題点が指摘されて、やはり問題化してくるということがあり得るのではないかと危惧しています。そういった点で、やっぱり今のところ、子どもたちのコミュニケーションに頼ろうとする力がメールへいつている、LINEにいつているという現状があるということは、我々としても気をつけなければいけないことですし、今のところ学校へは携帯等は持っていつてはいけないということで指導はさせていただいております。

ただ子どもの中では、中学校の生徒の中では、一部隠れて持ってきていた生徒もいて、指導もされていたということにもなると思いますけれども、家で使う率が非常に多いということは、テレビを見る時間よりも、やはりパソコンでのメール、コミュニケーションづくり、あるいはパソコンやスマートフォンで、いろんな情報番組も見られますので、そういった点での移行がちょっと危惧されるという点で、今後やはり指導していかなければならないことかなと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 話に出ましたので、いま玉城の小中では、携帯は学校に持って来ては駄目ということになっているのですか。何故、そういうことを言ったかという、8月1日、先月の厚生労働省の研究で、病的に携帯電話、ネットをしている子ですね、平均利用時間、毎日が5時間以上の子が、男子中学生で8.9%、女子で9.2%、10%ぐ

らいの中学生が5時間以上使っていて、病的と厚生労働省が発表して、さらにそれで睡眠障害とか、体調不良とかになるという事例も報告されていて、親としては、持たせておけば安心ですし、連絡が何かあればとれるという便利性もありますし、そういうので持たせたいという気持ちはわかりますが、実際にこういう数字を見ると、そういう今の玉城町の持ってきては駄目という方針も間違っていないのかなという確認がとれました。やはり話す時間というのも、そういう好奇心旺盛な子どもには必要じゃないかと思うので、いつかもっと危険性が小学生とかに及ぶような時代になれば、持っていったいいということになるかもしれませんが、今の時代ではそういうのが正しいのかなと思いました。

これですね、最初もずっと言ってきたことですが、僕たちより私たちより知っているんですね、子どもたちのほうが。そういう認識を先生も行政も議員も近所の人も親も持って、取り組んでいかないと毎日、毎日の危険性なんです、本当に地震とかではなくて、なので、大人が勉強していくことだと思いますし、それに取り組んでいかなければならないことだと思いますので、これからも積極的に、また正確に、時代の流れにそって、決してLINEとかフェイスブックとか、悪いものじゃなくて、有意義なものなので、確かなことを子どもたちに教えてほしいと思います。それで、この質問は終わらせていただきます。

二つ目なんですが次は、先ほどは子どもの話だったんですが、二つ目はお年寄りの話に変わりました、介護保険の話に移らせていただきます。8月21日に閣議決定された社会保障制度改革プログラム法案骨子というのがあります、それは年金とか、医療とか介護保険とか少子高齢化のこととか、福祉分野、そっちの分野の内閣としての方針ということを決めたものがあるんですが、そこで全体的に見た印象ですと、膨大する医療費とか介護保険料とか、いろんな高齢者に対する負担、高齢者に使用する税金が増えてきたという現状の中で、お金がないという中で、そっちを抑制して少子高齢化の問題になっているので、日本は。その若者世代にお金をシフトしていこうと、高齢者のところを削って行って、下に回していこうというのが、ほとんど年金も介護も医療もそうだったと、僕は読んで思いました。

そういった中で、それは国の制度の改革なので、自治体は余り関係ないことなのですが、1個だけ介護保険のことで、自治体に関係することがあったので質問させていただきます。それは何かというと、介護保険、いま私も祖母も祖父も適用の範囲ですので、身近に接することはあるのですが、要支援の1と2という二つがあって、こっちは予防ですね、介護保険を使って元気になってもらって、医療費を重度になる前にどうにかしようという要支援1、2があって、その上に要介護の1から5まであって、1、2、3、4、5と、上になるにつれて重度というか、思い介護が必要になってくるという、その7段階の制度があるのですが、その下の要支援の1と2の部分、国の管轄から切り離して、自治体に権限を委譲させるというような案がこの8月21日に、閣議決定された

ものに入っていました。なんで、これは結構、地方自治体としては大きなことでして、まずはお伺いするのは、この玉城町で介護保険というものが、どのように運営されているのか。どのような数字や人数になっているのかということ、概要から少しお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から先般の国の社会保障制度改革プログラム案のことです。具体的な人数や数字、概要ということでもありますので、担当からお答えはさせていただきますけれども、要は今の高齢化社会で、将来的に持続可能な、そういうその制度をつくっていかねばならんということは、近々の課題であるということで、この改革のスケジュールをどうしていくのかということのプログラム法案が示されたということです。

いま要支援者に対するサービスを市町村の事業に移行する方針が示されておるんですね。そして、詳細はまだ決まっておらんということです。市町の事業に移行しましても、全額町の負担ではなくて、現在の地域支援事業のような財源の手当がなされるものと思っていますけれども、やはりこれもしっかりと町村会等はじめいろんな地方6団体ありますけれども、要請をしていくと、こういうことにしなければならんと思っています。

制度が改正されるということになりましても、そういうことで大きな変化が起こらないように必要なサービスを続けていかねばならんと思っています。要は、早く情報をキャッチして、混乱しないようにしていくということが大事だと思っています。玉城町としては、やはり将来像に誰もが安心して元気に暮らせる玉城町ということを掲げておりますから、そんな中で超高齢化、日本の国が抱えるこの課題、高齢化の課題やあるいは少子化の課題がありますけれども、その課題の先進町として、玉城町が取り組んでいきたいと思っています。

デマンドをはじめとして大変注目を受け、今回も総務省からITCまちづくりの東海4県で唯一玉城町が選定を受けて、これから取り組んでいくということでもありますし、やはり町にお住まいのお年寄りだけではなくて、将来当然お年寄りになられる若い人たちも、この町で暮らして良かった、こういうことを具体的な施策を自主自立のまちづくりに一層取り組んでいく必要があるという考え方でございます。具体的な内容は、また担当からお答えを申し上げます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 介護保険制度の関係でございます。介護保険につきましては、玉城町独自でやっておりますので、介護保険料の関係が介護給付と比例するような格好で伸びてきておるかと思っております。前期の介護保険計画の段階では、県下でもトップクラスの介護保険料をいただいておりますが、今期26年までの間ですけれども、つきましては、県下の平均的な介護保険料をいただいておりますような状況でございます。

それで今現在の介護認定者の数でいきますと、約 500 名でございます。

それから、要支援者の数につきましても、86 名ということで、これは5月の段階での人数でございますけども、把握はしてございます。

それで、認定された方が必ずサービスを使っておるかという部分でございますけども、要介護の方につきましては、501 名のうち 320 名ということになり、トータルでいきますと 492 名の方、98.2%の方が使って、ほとんどの方が使われておるといような状況でございます。それから、要支援者の方につきましては、86 名のうち 45 名の方がご利用いただいておりますということで、52.3%という状況ではございます。

○議長（風口 尚） 4 番 北川雅紀君。

○4 番（北川 雅紀） 閣議決定された案ですが、そのタイムスケジュールとして、来年の通常国会では、法案を提出して、再来年には形としてつくるという話ですので、もう今から考えておかないと駄目だと思うんです。結構、安定政権だと、今のは思いますので、本当にこういうスケジュールでいく可能性が高いので、今お話にもあったように、数字でもう 500 人の介護保険者、86 人が要支援ということで、要支援の人が玉城町内で 86 人いるので、その人たちのサービス、いま例えば、これは例で電動椅子を介護保険を使って借りれるとか、それは要介護の人からですが、そういったサービスの部分を要支援の人はどういったサービスを介護保険を使って、適用できるかというようなことが自治体においてくるような、2 年後ぐらいには来るかなと思いますので、そういうのを想像して、進んでいかなければならないと思うんです。

それで、先ほど数字にあったように、その人たちをどうしていくかというようなことを、町長として、国としては膨大な福祉のお金が広がっていく中で、課題ということもありますし、どういった認識なのか。例えば三つぐらいにわけますと、お年寄りにいくお金を削減して、若い人に使っていくというような考えなのか、それとも、現状維持をしていって、その中へ努力をしていくというのか、それとも福祉の町として PR していくために、他より充実させていくのかというような 3 パターンぐらいに分けると、どういったお考えというか方針を持っていますかね。それはまだ先のことなので、この介護保険ということに限らずの質問になってしまうかもしれませんがお願いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはり玉城町、コンパクトな町であります。そして、先ほど申し上げましたように、大変注目をいただいておりますから、やはり国の、日本の国の抱える超高齢化の課題、これを先進的に玉城町として取り組んでいく一つのモデルにしたいと思っています。

従って、いろんな高齢者の施策につきましても、さらに質の充実をしたいという考え方でございます。具体的にはやはり玉城町の場合は、要支援者が少ないということであり、それは、今年の 3 月にも、東京大学大学院の生徒さんが発表いただいたように、デマンドによるところの介護予防教室に、当初から比較いたしますと 4 倍の方が活用い

ただいた。つまり外出をしていただいて心身ともに非常に健康を回復されたということでもありますから、高齢者の皆さん方の自助努力をしていただき。介護予防教室、あるいは電気回復のやはりその取り組みをしたいと思っていますし、もう一つは、三重大学の学長さんも大変おほめをいただいておりますけれども、やはり早期発見、早期治療の健康診断、そういうことも若い世代の皆さん方にも理解をいただくということ、いろいろお年寄りのことも、そして、これからのこの地域玉城町を担っていただく若い人たちのことも、大いにバックアップをしていく、両方力を入れていくということが、これから町としても大変重要なことだと思っています。

いろいろ全国各地からも大変な応援を寄せていただいておりますので、そういったところの応援の資金もそういう方面へも大いに活用したいと思っています。先般も提案説明で、昨日申しあげましたように、多額の寄付をいただいた方は、高齢者の施策にも活用してほしいと。あるいは約1,500件の三重県1の寄付件数の中では、トップがこれからの世代を担う、地域を担う若い人に活用してほしいというのがトップでございます。そんなことの両方に力を入れていく、そういうまちづくりを、これから展開していきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。ただ何故こういう質問をしたかということ、玉城町は、町長一番政策のなかでも、一番聞くのが健康づくりなので、健康づくりって予防であって、その部分と要支援って結構かぶってくると思うんです。なので、町のほうで自分で今まで健康づくりとか、そういう予防を頑張ってきたので、介護保険とかのほうも充実してしまうというよりかは、そこと合わせて有効的にやったほうがいいと思いますし、私の中では、これ僕が若いから言っているんじゃないなくて、やっぱり年寄りって人生長いこと生きてきて、自分で備えられると思うんですね、老後に。

でも、若い人とか子育てというのは、備えるまでもなく、そういう子育てとか、そういう環境になるので、やっぱりそういう面から見ても、若い人にお金をつぎ込まないと、町の将来はないと思いますし、前回の一般質問でもいいましたけど、玉城町の人口は今年か来年がピークで、これから減っていくので、なおさら若い人に向けないと駄目だと思いますし、前の議会でも言った、お金も国のほうでも、若者とお年寄りではつぎ込んでおる税金の額が1対11、お年寄りには11つぎ込んで、若い世代には1しか、つぎ込んでないという現状もあるので、玉城町がそういう健康を頑張ってきたから、要支援とかには、他よりかサービスを充実しなくても良いという理論のもとに、若者にその分お金をつぎ込むというのを想定して、来年まだ来年、再来年の話ですけども、そういう全体を見たまちづくり、将来を見たまちづくりをしてほしいと思ったので、今あえてこういう早い段階で言わせてもらいました。なんかありますか。もういいですか、次へいかせてもらいまして。では、次へいかせていただきます。そういう考えのもと質問させていただきました。

最後ですが、二つ目の質問、介護保険を終わらして、一般質問のふり返りをさせてもらいます。一般質問、1回いったことは、絶対1回は、その後、結果とか、事後のことを確認せんと、見ている人には伝わらないですし、議会の場でもそういうことをしてくるのが必要なと思ったので、させてもらいます。

今回、一般質問でふり返ることは、ちょうど2年前から1年前までの1年間分にした質問で、ふり返らせてもらいます。条例改正とかあって、具体的にもう変化がわかっているものは省いてありますので、議会の一般質問の中で検討しますとか、そういうその時に答えが出なかったり、その後も明確に答えがでなかったことを中心に質問させてもらいます。

1個目ですが、2011年9月、ちょうど2年前の質問の中で、3点質問させてもらって、放課後児童クラブ、これ今まで1年から3年までが放課後児童クラブにいける子だったけれども、定員が余っている場合、つまり人がいっぱいじゃない場合は、その1年から3年にいる子どもたちのお兄ちゃん、お姉ちゃんなら、定員として受け入れてもいいんじゃないかというようなことを提案して、それが、そうなったという、お兄ちゃんお姉ちゃんが入れるようになったということは聞いたんですけども、実際やってみて、その定員とか利用者、何もなかったのかということを含め、結果をお聞きます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃるように、条例のほうにつきましては、小学校3年生以下もしくは障害をお持ちの方、6年までということになってございます。それで、昨年度まで、今年度の9月まで、8月いっぱいまでにつきましては、3年生以上の方もお預かりしておりましたですけども、定員等の関係もございまして、いま現在といたしましては、3年生以下という格好になってございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） では、つまり玉城町の4つのすべて1年から3年生というので、定員が満杯状態ということですね。その見通して、どんな感じなのですか。例えば3年後ぐらいまでも、それは減る予定はないとか、今がピークだとか、そういうのはどうですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 最終で設置しましたつつじが丘、下外城田のところにつきまして、いま50何名ということで、町内で一番多く預らせていただいております。ただ、これにつきましては、保育所の定員もそうだったんですけども、今後若干は減少する格好になるかとは見込んでおりますが、他の3地区につきましては、それほど大きな減少はないという見込みでございまして。また逆に、子育ての支援という中で、今後、小学校3年生を6年生まで広げるとか、その辺りの今後検討はしていきたいという思いでございまして。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。2つ目、下外城田の放課後児童クラブのトイレが外にあるという話を、学校の中のトイレを使ったらいいんじゃないかという中で、教育長だったと思うのですが、前向きに行政と教育委員会が話して、ちゃんとできるようにしますという答弁だったのですが、実際はどうですかね。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この件につきましては、学校側の方の協力もいただきまして、今年の4月17日付けで申し合わせを交わさせていただいております。職員がいない時につきましては、夏休みとかいう場合につきましては、指導員が原則的についていくというところがございますが、それ以外の時につきましては、原則、指導員がついてという格好の中での対応をさせていただいておりますので、外ではなく中へいけるということで、いま鍵の方もお預かりさせていただいておりますので、自由にいけるということでご判断いただければ結構かと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 小さい町だからできる話し合いだと思います。そういう教育委員会と行政のほうで話して、うまくいけばいいなと思っております。

3つ目ですが、防災マップを小学校の授業で作って、学校の防災マップとか、通学路の防災マップとか、あと自分の自治区の防災マップというのを作ったら、子どもたちも楽しみながら、防災ということを学習できる。または学習して、さらに実体験となって戻ってくるんじゃないかということで、提案したんですが、どうですか、その後。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 議員ご指摘の点から、各学校も取り組みをしていただきました。それで、現在のところ、校内防災マップづくり、それから校舎内のほうもできあがっております。各学校ともそれに取り組んでいただきました。それから、ある特色ある学校では、親子で通学路を夏休みに、点検をしまして、交通の点から不審者から、それから災害時についての視点からということで、親子で通学路をチェックして、校内安全マップとしてまとめて、現在、掲示してあります。これはかなり県でも評判が高くて、相当取り組みを評価して、県からも優秀な取り組みであるということで、おほめのお言葉をいただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 学校やっていただいたということなんですが、通学路も親子でやっている、自治区も区は、区長さんとかの協力とかが必要なので、そういうのもやっていたら、損はないと思いますし、授業日数として多くなってしまってもいいんですが、こういうのって多分、6年間のうち1年やるぐらいで大丈夫やと思いますので、さらに進めて取り組んでほしいと思います。

それでは、続けまして、時間がなくなってきましたので、途中で終わってしまいますかもしれませんが、12月議会に移ります。一括で質問しますが、12月議会でいったこ

とは、液状化現象についてでして、県が発表している液状化の危険度マップでは、玉城町の5分の2の面積が、4段階で最も危険な液状化が該当する地区ということだったので、避難場所、玉城町が指定しているんですが、6箇所。小学校とか、改善センターとか、そういったところも該当している部分が、3箇所あったんですね、6箇所中3箇所の該当箇所はどうかということ。では6箇所というのは、県下で一番避難場所として数が少ないので、民間の施設とか避難場所に指定してはどうかという話だったんですが、その後の経過はどうですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まず、液状化現象の中の関係ですけども、避難所は6個ということ、これは変わっておりません。一応収容人数としては3,100人を想定しております。南海トラフは、まだ出ておりませんが、東南海地震モデル、阪神淡路大震災クラスの防災計画の中では、長期避難所1,600人と想定はしております。ただ、三重県がいま出しているハザードマップは、平成18年の発表だと思っておりますので、現在、今年度中にこの南海トラフにかかる巨大地震を想定した液状化のハザードマップを、いま三重県が作成しておりますので、もう少し細かいメッシュであがってくることを期待しておりますので、その辺りでいま言われておる液状化現象も、もしわかってくる範囲内で、住民の皆さんにも周知していきたいと、このように考えております。以上でございます。

○4番（北川 雅紀） 終わりですね。25分でしたよね。18分まで、はい。わかりました、では、大変失礼ですが、ここで質問終わらせていただきます。このふり返りは一回やったことを、もういつか確認したいということですので、また、残したところは、何時かさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了いたしました。

明日12日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

閉議の宣告

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後 2時17分 散会）